

第18回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和4年3月10日（木）

午前 9時30分 開 会

委員長 皆さん、おはようございます。今定例会で予算審査特別委員会の委員長となりました高橋宏でございます。副委員長、委員各位、町当局のご協力をいただきながら委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

出席委員数は10名であります。高橋和子君から欠席の申出の届出があり、これを受理しております。会議は成立をしております。

内記町長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

ただいまから令和4年度西和賀町各会計予算についての予算審査特別委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております議案は、議案第33号から議案第41号までの令和4年度各会計当初予算案の9議案であります。

審査は、本会議において指示されております日程で終了したいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。本日より16日までの審査日程で会議を開きたいと思っております。

なお、委員会においては質疑の回数制限はありませんので、許可を得て十分質疑をしていただきたいと思っておりますが、質問者及び答弁者はそれぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。

また、質問者にはお願いしますが、あくまで予算に対する審査ですので、一般質問のような質問は差し控えていただきたいと思っております。

本日は、総務課、ふるさと振興課、町民課、企画課、観光商工課の審査を、11日は健康福祉課、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振

興課、さわうち病院の審査を、14日は学務課、生涯学習課、建設課、上下水道課の審査を、16日は総括的な質疑を行いたいと思っております。

なお、会計課については総括的な質疑の中に入れていきたいというふうに思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

委員長 異議なしと認め、そのように審査を進めます。

あらかじめ申し上げておきますが、16日に予定の総括質疑にあつては、会計課に関する質疑、複数の款に関する質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととしますので、これにご協力をお願いいたします。

また、審査に当たっては、審査対象課が所管する課ごとの抜粋された予算書と予算説明書を使用して審査を行います。

なお、歳入に関わる質疑については、歳出の事業に関連して質問していただくようお願いいたします。

各委員も質問する内容についてはあらかじめ調べておられることと思っておりますが、審査を行う前に担当課長から所管する事業や、それに付随する財源等の歳入予算について、また新規事業や重点事業などがあれば簡潔に説明していただきたいと思っております。

なお、予算審査特別委員会においては原則課長代理まで答弁できることとしますが、その場合課長代理が挙手をし、委員長の指名を受けてから発言することにしたいと思います。

それでは、日程に従い、本日の審査を始めます。

初めに、総務課の審査を行います。総務課が所管するのは2款総務費、4款衛生費、9款消防費及び13款諸支出金ですが、審査を行う前に総務課長から事業の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 おはようございます。令和4年度当初予算審査、よろしくお願いいたします。予算説明の前に総務課の出席職員を紹介します。私の左側になりますが、課長代理、高橋和哉、主査、佐々木一成、主査、高橋毅、次に右側になりますが、課長代理、小松睦美、主査、小川幸、私、総務課長の高橋三智昭です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから総務課、選挙管理委員会事務局に係る令和4年度当初予算の概要について、資料として配付しております令和4年度一般会計予算歳入歳出明細書の総務課、選挙管理委員会事務局及び予算説明書に基づき説明いたします。

初めに、総務課分の歳出について説明いたします。歳入歳出明細書の3ページからになります。総務課所管予算については、経常的な経費が主なものとなります。前年度から内容や金額が大きく変わった部分について説明いたします。

2款1項1目一般管理費、総務事務費については、5ページになりますが、12節委託料に定年延長に係る例規整備等支援業務委託料77万円、個人情報保護制度に係る法移行支援業務委託料205万7,000円、西和賀町税条例全部改正支援業務委託料132万を計上しております。これは、法律の改正等に伴う町の関係例規の整備などに関する業務を円滑に進めるため、支援業務をお願いするものであります。

6ページ、18節負担金、補助及び交付金の入札参加資格受付システム共同利用負担金287万8,000円は、西和賀町を含む県南広域振興局管内の自治体及び一部事務組合で、競争入札参加資格審査申請共同オンライン申請システムを構築し、共同利用していくための負担金となりま

す。

一般国道107号通行止対策事業、18節負担金、補助及び交付金は、令和3年度からの継続事業となります。天ヶ瀬区住民で、北上方面へ通勤するため秋田自動車道を利用しなければならない方への通勤燃料費助成金105万6,000円を計上しております。

2款1項5目財産管理費については、前年度比較で7億9,554万2,000円の減額となっております。これは、令和3年度の湯田庁舎耐震改修等工事及び老人福祉センター改修工事などの庁舎等改修事業費が減額となったことによるものです。

7ページ、公用車管理費（湯田）の10節需用費の修繕料68万3,000円は、公用車4台分の車検、修繕料であります。

8ページ、6目企画費行政情報化推進事業については、12節委託料に自治体DX文字同定基準策定対応業務委託料66万8,000円及び行政手続オンライン化業務委託料875万5,000円を計上し、行政手続のオンライン化に向けた取組を進めるものであります。

9ページ、9款1項1目非常備消防費359万円の増額は、主に消防団員の報酬の見直しによるものです。また、婦人消防協力隊謝金についても、これまで消防団員の出動手当と同額の支払いをしていたことから、消防団員の報酬見直しに伴い増額となっております。

10ページ、消防設備管理費の10節需用費の修繕料123万円は、消防車両9台分の車検修繕料であります。3目消防施設費813万3,000円の減額は、令和3年度の防火水槽整備事業費955万9,000円の減額が主なものとなっております。

消防施設管理費の10節需用費の修繕料47万円は、消火栓2か所の修繕料となります。

11ページ、小型動力ポンプ付積載車購入事業については、小型動力ポンプ付積載車1台の更新経費1,082万1,000円を計上し、消防力の充実、強化を図るものであります。

4目防災対策費517万6,000円の減額は、令和3年度の岩手県総合防災訓練開催事業費74万5,000円、防災ハザードマップ作成事業費572万円の減額が主なものとなります。

次に、選挙管理委員会事務局分の歳出について説明いたします。令和3年度においては、衆議院議員総選挙及び町長選挙が執行されましたが、本年度は14ページ、2款4項3目参議院議員通常選挙費として、1,127万5,000円の選挙執行経費を計上しております。

続いて、歳入について説明いたします。歳入についても、前年度から内容、金額等が変わった部分について説明いたします。

1ページを御覧ください。16款2項1目1節総務管理費補助金、行政手続オンライン化推進事業費471万1,000円は、歳出における行政手続のオンライン化に向けた経費942万3,000円の財源として見込むものであります。

2ページ、23款1項4目1節消防債については、小型動力ポンプ付積載車購入事業費に充てるため、410万円を計上しております。

13ページをお開きください。17款3項1目5節選挙費委託金1,092万7,000円は、参議院議員通常選挙執行委託金であります。

続いて、予算説明書13ページを御覧ください。一般国道107号通行止対策事業及び小型動力ポンプ付積載車購入事業の事業概要等について記載しております。

以上で総務課及び選挙管理委員会事務局に係る予算概要の説明を終わりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 総務課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、4款衛生費、9款消防費及び13款諸支出金の質疑を一括して行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私から4点ほど質問したいと思います。

まず初めに、予算書の4ページ下段に、総務

事務費の中で職員研修旅費ということで20万計上されておりますが、令和4年度の職員研修についてはどのようなプログラムを考えているのか、その点を1点目。それと付随して次のページ、5ページ目の中段下に、職員研修業務委託料とありますが、その委託内容というか詳細についてお伺いしたいと思います。

次は、6ページの財産管理事務費の中で湯田庁舎管理費ということで、光熱水費737万2,000円ということで計上されておりますが、令和3年度に湯田庁舎改修工事がなされて、エアコンであるとか、エレベーター等の改修がなされたと思いますが、令和4年度はこれまでよりも光熱水費という部分、電気代であるとか、そういった部分でどの程度増えるとか、減るとか、その辺の見込みはしているのかということ。

その次に、予算書8ページ中段で、行政手続オンライン化業務委託料875万5,000円ということになっておりますが、この行政手続オンライン化ということの詳細、どういったことがオンライン化されて、これは行政的に効率がよくなるということなのか、オンライン化をされて住民はその恩恵を受けて、いろいろなものが楽に取れるということなのか、その辺の詳細についてお伺いしたいと思います。

委員長 小松課長代理。

総務課長代理 おはようございます。

令和4年度の研修内容ということですが、令和4年度の研修につきましては人事評価制度評価者研修、あと説明力向上研修、ハラスメント防止研修を実施したいと考えています。あと、県などが主催する研修について、随時職員に周知をしていきたいと考えています。

以上です。

委員長 総務課長。

総務課長 庁舎管理費の光熱水費についてお答えいたします。これについては、令和4年度にエアコンを設置したということで、当然電気料の部分で増加すると。その分ボイラーを使わない

ということで、燃料費は減少するというふうな考え方でおりますけれども、全体的に見た場合、電気料については単価の値上げ等がありましたので、まず当初見込んでいたよりもやはり値上げ部分として、電気料の部分は増えるというふうに考えておりますし、その部分、予算的には実績がないものですから、使用する量を夏と冬に分けて推計をして、積算をしております。積算をして、電気料を計上しておりますので、まずこの予算の中でやっていけるのではないかとというふうに見込んでおります。

次に、行政手続オンライン化業務委託の関係ですけれども、これについてはマイナポータルサイトでマイナンバーカードを利用してオンライン手続というものを可能とし、その申請内容を庁内ネットワークで処理できるように申請管理システムを導入して、それぞれのシステムと連携を図っていくということで、当然庁内での業務の効率化も図れますけれども、住民においてはマイナンバーカードを利用してオンライン手続ができるようになっていくというふうな部分で、十分住民に対しても効果があるものと考えております。

委員長 淀川豊君。

10番 議員研修についてですが、今人事、あるいは説明であったハラスメント、県の研修とかということで代理からご説明がありました、これは毎年計画されて、定例で毎年毎年行う研修以外に、令和4年度特別に社会状況、あるいは現在の状況を鑑みて実施される研修というものがあるのかということをも1点。

今行政手続オンライン化業務委託料についてですが、マイナンバーカードで、庁内で結んでいるいろいろな申請ができるようになるということですが、これはマイナンバーカードについては、もう何年も前から国が制度として実施しているような形ですが、今そういう手続上で、オンライン上で手続するようなことは、もっと先にやるべきことが今になっているのか、今やるべき

ことが今になっているのか、その点についてちょっとお聞かせください。

委員長 総務課長。

総務課長 職員研修について、お答えいたします。

職員研修については、毎年度、職員研修計画というものを立てまして、その年に実際にどのような研修を行うかという部分を計画立てして、スケジュールも含めて計画立てして、それに基づいて実施しております。内容については、その段階で、必要な部分について追加していくというふうな考え方もありますし、あとこれまで継続して行っている部分も、当然必要とするものについては引き続き継続しているというふうな内容になっていますので、改めてその計画策定の段階で必要な部分について検討して、計画立てをしていきたいと考えております。

次に、行政手続のオンライン化になりますけれども、これについては、国のほうでデジタル庁を設置してデジタル化を進めるというふうなことで、国のほうでの推進を受けて、今回町のほうでも国の補助金を受けながら対応していきたいというふうに考えているものであります。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 何点か質問しますけれども、ページ数からいえば、予算説明書の13ページの一般国道107号通行止対策事業費ということでもあります。これは、通勤する方にとっては非常にいい補助だと思えますけれども、考え方として、他の道路に対するその考えです。例えばなめとこ等による通行止めがあった場合、やはりそこを利用している方もいるわけで、考え方としては災害時、遠回りをすることで時間的なこともあるのですが、そういうことに関しては何か考えを持っているのかということ。

それから、予算説明書の13ページの小型動力ポンプ付積載車購入事業について、今回この分団への配置なのか。それから、全体として消防に関連しますので、団体確保について、対策

等はどのように考えているのか。

それから、歳入歳出明細書の12ページ、防災対策費、ドローンの機体の保険料に関わってですけれども、どのような使用状況を考えているのかということ、それからオペレーター等の、そういう人員についてはどのような体制にあるのかということ。

取りあえず3点質問いたします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

なめとこラインが仮に通行止めとなった場合の対応ということですが、実際どのような災害といいますか、規模といいますか、利用者も含めてですけれども、そういうふうな部分を総合的に見て判断する必要があるのかなというふうに考えておりますので、今の段階でなめとこラインが通行止めになったから、その部分について今回のような燃料費助成というふうな、すぐ対応するというような部分までには、そういうふうな考え方にはなっていないというふうに考えているところであります。

次に、小型動力ポンプ付積載車についてですけれども、消防車両の更新については計画的に更新を進めてきているところであります。令和4年度の更新対象地区については、消防団と協議を行って、最終的にそちら、消防団幹部会議等を経て決定するということですので、まず今の段階では、どの地区というふうには決まっていないのですけれども、幹部会議を経て決定するというふうに考えております。

次に、消防団員の確保対策についてですけれども、やはり町のほうでも、消防団員数については年々減少してきている傾向にあるということで、団員確保についても町のほうで取組を行っているところであります。今回の議会で、団員の報酬の見直しを行っておりますので、まずその部分が1つ挙げられると思います。あと、これまでも、消防の装備品の充実ということで今回もお願いしておりますけれども、小型動力ポ

ンプ付積載車等の更新を計画的に進めておりますし、あと屯所を、古くなったものを更新するとか、防火衣、防火帽、チェーンソーの配備など、そういうふうな装備品の充実も図ってきておりますので、今後もそういうふうな必要性があるものについては装備品等の充実を図っていきたいというふうに考えております。

消防団員協力事業所表示制度ということで、現在2事業所が消防団員協力事業所となっておりますので、これについても、事業主の理解をしていただくことも当然ですけれども、そういうふうな協力事業所についても、まず事業所数を増やしていくように取り組んでいければなど思っております。

あと、消防団員向けのサービスの充実ということで、消防団員カードが消防団員に配付されておりますけれども、それらを有効に活用していただけるように、消防団員カードの団員に対する周知等を図っていければなどというふうに考えております。

次に、ドローンの部分についてですけれども、これについては町で購入した分が2台と、あと事業所さんから寄贈いただいている分1台、計3台保有しております。ドローンの購入に合わせて無人航空機基礎講習、これを役場職員5人が受講しております。実際に活用の状況についてですけれども、令和3年9月に岩手県総合防災訓練が西和賀町でも開催されましたので、その際に災害調査訓練ということで、実際にドローンを飛行させて訓練を行っている。あと、暴風による屋根の被災状況の調査とか、鳥獣被害状況の確認等に令和3年度中では使用しているというふうになっております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 災害というか、なめとこについては、総合的に判断して今はしない、状況によってはあり得るということなのか、その辺を1点。

団員確保について、備品整備するのは、それ

はまず当たり前というか、環境をよくするためには当たり前なことなのですから、予算的に見て確保等を行っているところなのですから、もうちょっと工夫したような団員確保、いろいろな状況を見ながらやっぱり進めていかないと、大変団員の数がますます減っていくのではないかということ。あと、協力事業所が2事業所あるということですので、これも、いろいろな形で増やせるような環境というものをつくっていかなくてはならないのではないかなと思います。毎回この小型ポンプどこということまで質問されて、これから決めるのだというような状況でありますけれども、果たして、計画的にやっているわけで、そこが、これから決めるということ自体がちょっと、どういう考え方なのかということをお伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

なめとこラインの部分についてですけれども、まず今回の107号の通行止めの関係で行った分については、7年ほど前にも1度行っていた経緯もありますし、あと迂回路として高速道しかないというふうな状況で、さらにそれを使うことで距離が延びる、通勤する距離が延びるといふような形の状況にあったということになりますので、まずなめとこラインが、どのような災害が発生するのか、それでどのような影響があるのかというふうな部分を総合的に判断しての対応になるというふうを考えておりますので、今の段階ではそのようなお答えになるのかなというふうに思います。

あと、消防団員の確保については、やはりこれまで取組を進めてきておりますけれども、団員の確保に、増というふうな部分にはなかなか反映できないというのが現状でありますけれども、引き続き先ほど述べた内容について取組を進めていきたいと思っておりますし、あと機能別消防団員制度を運用して、団員を確保していくような形で考えております。

次に、小型動力ポンプ付積載車の関係についてですけれども、これについては計画的に更新を行ってきているということで、それぞれの車両の使用状況等、これらの部分について、やはり消防団の方々から意見などをいただきながら、最終的に更新車両を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 積載車については、常日頃から状況というのはやっぱりきちっと見ておかなくてはならないし、計画的なこともあるとすれば、そこが出てこないということ自体で、ここからできないというわけではないでしょうけれども、予算的には、お金ももう予算化しているので、それはいかなものかと思うのですけれども。決定していないということであれば、そういうやり方というのはうまくないのではないかなということ。そこは、検討という形にはなると思うのですけれども、ほかでもそういう形でやっているのか、そういう辺り、もし回答あればです。

あと、もう一点ですけれども、明細書の5ページ、定年延長、そして個人情報、西和賀町条例等、これ委託していますけれども、これ専門的なもので委託先同じなのかということと、あとはこの定年に係るやつに関しては、やっぱり総務省、国のほうでも動きあるようです。西和賀町としては、どれぐらい進みながら職員の定年延長というものを考えているのか、その点お伺いします。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 小型動力ポンプ積載車の更新のことでお答えをさせていただきます。

現在24台ある車両の中で20年を超えている車が現時点で8台ございます。これも毎年のように更新をしていく中で、まだ8台ありますという部分がございますし、今一番古い車両で28年という車両になっています。

町としましては、消防車両の計画的な更新という部分で、計画的に予算を置いて動かしたい、更新を進めていきたいと考えておりますし、近年消防庁のほうから車両を交付、貸与いただくというものがいきなり入ってきたりとか、あとは可搬ポンプのほうの使用が激しくなって、車両よりもそちらのほうの更新が優先になるというような事例も出てきてございますので、そこは団の幹部会等に諮って、車両のほうの納車先、更新のほうを検討していきたいという部分で予算措置をさせていただいております。

以上です。

委員長 総務課長。

総務課長 それでは、業務委託料の関係についてお答えいたします。

今回定年延長に係る例規整備、あと個人情報保護制度に係る法移行支援、あと西和賀町税条例全部改正、それぞれ支援業務の委託料を計上しております。これについては、やはり例規、条例等ということで、法規関係の業務に精通している専門業者として、町の例規データベース等の維持管理をお願いしている業者さんにまずお願いをしたいというふうに考えております。やはり職員では、どうしても対応し切れない部分があるので、そういうふうな専門的な視点で支援をしていただきながら、円滑に業務を進めていきたいということでもあります。

次に、定年延長の考え方ですけれども、国のほうでも令和5年4月からということで、職員については65歳、あと病院等の医師等については70歳という形で、国のほうではそういうふうな定年の延長という形で動いております。

あと、延長するに当たっては、経過措置として2か年に1歳ずつ年齢を引き上げていくということで、職員の場合、60歳から65歳ということで、これを2年に1歳ずつ引き上げるということで、65歳に引き上がるのは令和13年度というふうな形で、町としても整理していきたいというふうに考えております。

ただ、病院等に勤務する医師に関しては、今回議決いただいておりますので、それについては今回議決いただいた75歳ということで、それは動かさないというふうな形で考えております。

委員長 刈田敏君。

1番 いずれ確認でありますけれども、消防積載車については、予算出す分では問題ないということで、今そういう形でやっているということだけ確認したいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 その部分については、予算計画的にということで、まず町のほうで進めてきておりますので、そういう部分で今回計上しておりますので、十分消防団のほうとも協議をした上で適正に更新していきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 2点お伺いしたいと思いますが、明細書の6ページの中段に、先ほど説明を受けましたけれども、この入札参加資格受付システムの287万8,000円という金額ですが、説明を受けまして、十分理解できなかったのですが、それはいいとしても、これは負担金ですから、毎年発生するものですか、これは。あるいは、この入札参加資格の受付というのは、この県南広域、あるいは我が町で件数として大体どのぐらい発生するものですか。これは、昨年度の当初予算はちょっと見当たらなかったのですが、例年発生するものなのか、あるいは今年度から初めてこういうシステムが導入になるものなのかと。

それから、消防車両、さっきも同僚委員からいろいろありました。これは、毎年計画的に更新するということではありますが、この機種選定なり、その機種はどういう基準で、あるいはメーカーあまり多くないと思うのですが、その選定方法と、競争原理はどのようになっているかと。あるいは、前各部によって、操法上でちょっとやっぱりこっちのメーカーがいいという

ような希望もあつたりしたことが記憶あつたのですが、今そういうことがあるのですか。あつた場合、どのように対応しているかということをお伺いしたいと思います。

それから、これは聞くというほどではなくて、ささいなことなのですが、先ほどの6ページの上段に岩手県の町村会の負担金18万4,000円というの、こういうのは毎年定額ではないのですか。去年は18万4,000円だったように……聞くというほどではない、ちょっと気になったものですから、こういうのは大体毎年定額なものですという感じでお聞きしたいという範囲です。

委員長 総務課長。

総務課長 それでは、入札参加資格受付システム共同利用負担金の部分についてお答えいたします。

これについては、これまで町単独で入札参加資格審査申請書を受付しております。これは、2か年に1度というふうな形で対応してきたものであります。これについて、西和賀町を含む県南広域振興局管内の自治体及び一部事務組合、合わせて14団体で競争入札参加資格審査申請共同オンライン申請システムというものを構築しまして、これで事業所さんから申請書を1か所、システムにオンラインでインターネット経由で申請を出していただくと。つまり業者さんからすれば、それぞれの自治体に同じようなものを提出していたと、これを1つの申請で、今回14団体で構築しますけれども、どの団体に申請するかというのを選べるような形で、1回の提出で14団体全てに申請できる、あるいは14のうち何か所か選んで申請するというふうな形で、そういうふうなシステムを構築しまして、14団体で共同利用するというふうな形になりますので。

これについては、2か年に審査、書類の受付がありますので、来年度は今の段階では経常的な、維持費的な部分の負担金については、今後協定の締結等ありますので、その中で細部を詰

めていくこととなりますけれども、来年度はそのシステム構築ということで金額は高くなっておりますけれども、5年度に関しては維持的な経費がかかるのかなというふうな感じしております。そのこまい部分については、協定の締結の中で取り決めていくということでありまして。

委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 消防車両の選定であるとか、消防団員からの要望という部分に関して説明をさせていただきます。

まず、消防の車両に関しましては、今西和賀町では小型ポンプ積載車と、比較的小さい車両とポンプ車という2台の車両を運用しております。小型ポンプ積載車については、今ベースとなっている車両が1車しか、1つのメーカーからしか出ておりませんで、そちらの車両をまずベースとして選定をしております。

また、建設機械、除雪機械にもあり得るのですけれども、西和賀町で使う消防車ということで、西和賀町、雪に関する雪の防護柵であるとか、そういった仕様をつくり込んでおります。ですので、消防団員さんからもある程度、パトランプとかの形状とか、意見をいただくことはあるのですけれども、基本的な使用については同じ車両と、皆さん、消防団員が使う車両ということで同じものを考えてございます。

小型ポンプにつきましては、消防団員の士気の部分にも関わる、操法大会の士気の部分にも関わる部分でございますので、納品、消防団員からの機種の見解というか、要望を取り入れるようにしておりますが、消防ポンプのメーカーも今は2つから購入するような形になっておりますけれども、消防庁の規格でB2級という消防ポンプの規格がございまして、値段もほぼ同じというものでございます。消防団員の要望に沿った形で、使いやすい小型ポンプということで購入できればと考えてございます。

以上です。

委員長 小松課長代理。

総務課長代理 岩手県町村会負担金についてですけれども、均等割、あと人口割、財政割で算定した額ということで、毎年金額が変わるものになります。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で総務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次のふるさと振興課の審査に入るため、10時40分まで休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前10時40分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、ふるさと振興課の審査を行います。ふるさと振興課が所管するのは2款総務費であります。ふるさと振興課長から事業の説明を求めます。

ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それでは、私のほうからふるさと振興課の予算について、主なものについて説明させていただきますが、まず初めに本日出席しております職員について紹介いたします。まず、私の席のほうからですけれども、課長代理の内記良伸です。隣が特命主幹の高橋勉です。そして、こちらのほうになりますけれども、主査の山田ゆう子。隣が主査の高橋直幸。その隣が主事の田中賢でございます。よろしく申し上げます。

それでは、私から令和4年度当初予算のふるさと振興課に係る事業について説明をさせていただきます。

令和4年度一般会計予算歳入歳出明細書の2ページから説明いたします。2款の1項1目の

一般管理費ですけれども、こちらにつきましては職員の給与関係ということになります。企画費の政策推進事務費につきましては、ふるさと振興課の全般的に係る事務的な経費ということになります。

続いて、3ページを御覧ください。まちなか交流館管理費ですが、この中のまちなか交流館維持管理委託料として147万6,000円、またまちなか交流館の除雪業務委託料として111万4,000円を計上しております。

地域おこし協力隊招聘事業につきましては、令和3年度からふるさと振興課に所属しております隊員1名の継続に係る活動経費となります。

また、4ページの18節負担金、補助及び交付金ですが、こちらについては今年度で任期満了となる隊員の起業支援補助金、1名分100万円を計上しております。

婚活応援事業につきましては、婚活イベントの開催に係る婚活支援業務委託料として64万9,000円と、今年度から新たに国の交付金の事業として創設した結婚生活支援事業補助金120万円を計上しております。

ふるさと納税推奨事業につきましては、令和4年度は寄附額1億8,000万円を目標とし、返礼品に係る報償費として5,400万円、返礼品発送等に係る通信運搬費2,535万1,000円、返礼品発送業務委託料として250万5,000円、目標額達成を目指す上での返礼品開拓、事業者組織の運営、連携の促進等に係るふるさと納税業務委託料1,546万5,000円を計上しております。

5ページになります。ふるさと納税の関係で、引き続きふるさとチョイスの使用料ということで1,023万円を計上しております。

まち・ひと・しごと創生総合対策事業につきましては、総合戦略推進会議委員の報酬、地域商社検討委員謝金として17万6,000円、関係人口拡大支援委託料として88万円を計上しております。

移住・定住推進事業につきましては、移

住コーディネーター謝金として36万円。6ページを御覧ください。移住者住宅取得補助金25万円と移住支援事業費補助金、こちらは交付金の事業となりますが、100万円を計上しております。

西和賀町拡大コミュニティ及びふるさと交流事業では、自治組織と公民館の集会所化について、令和4年度からの施行に向け特命主幹の継続配置、地域で取り組む活性化事業の実施に係る運営支援を担う集落支援員の継続採用に係る経費。また、地域活動連携支援費交付金は、地域情報誌の作成について取り組む地区への補助金として300万円を計上しております。

地域活動活性化推進事業費補助金は、町の北と南の玄関に当たる北川舟、野々宿地区の地域活性化に係る事業費補助金として150万円を計上しております。

空き家対策事業につきましては、今年度に引き続き空き家相談会に係る報償費14万2,000円、空き家見回り業務委託料30万3,000円。7ページを御覧ください。空き家バンクの物件調査業務委託料として50万円を計上しております。

また、空き家改修費助成事業補助金60万円に加え、空き家除去費助成事業補助金50万円を計上し、特定空家等の解消推進に努めたいと考えております。

地域ブランド推進事業につきましては、協議会の運営支援として補助金99万円を計上しております。

川を生かしたまちづくり事業につきましては、上野々地区公園等整備工事実施設計業務委託料526万5,000円、湯本地区テラス等整備工事請負費2,750万円を計上しております。

8ページになります。自治振興事務費は、地域づくり組織の一括交付金の集会所修繕分として4,617万1,000円。地域づくり組織の一括交付金として1,946万1,000円。

コミュニティ助成事業につきましては、自治総合センターの助成事業として申請のあった事

業費補助金についての予算措置となります。

集落支援センター運営事業は、集落支援員6名分の報酬1,196万4,000円と自動車等の借上料237万6,000円が主なものとなります。

以上でふるさと振興課所管の事業についての説明を終わります。詳細につきましては、西和賀町の予算説明書、ページで15ページから20ページのほうも御覧いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長 ふるさと振興課長の説明が終わりました。

これより2款総務費の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、3点ほど質問したいと思いません。

予算説明書の、まず初めに16ページ下段、総合戦略の中で報償費、地域商社検討支援金12万ということで計上されておりますが、実際地域商社というのはいつ頃から立ち上がって、本格的にその活動がされる見込みなのか、その点についてと、その下の委託料、関係人口拡大支援事業業務の詳細について、総合戦略についてご説明いただきたいと思います。

その次に、19ページの川を生かしたまちづくり事業ということで、令和4年度は、工事としては湯本地区のテラス等整備工事ということを実施されるのだということだと思いますが、この事業内容の内訳でいくと、テラス等整備工事は設計監理業務の委託があるようですが、そうすると、この湯本地区テラス等整備工事は建築工事ということでよろしいのか。まず、その点についてお知らせをいただきたいと思います。多分テラス工事については、実施計画、設計はもうできているということで工事発注したいということだというふうに思いますが、その点について確認したいと思います。

もう一点は、次のページ、20ページの集落支援センター運営事業ということでありますが、各旧小学校区に1名ずつの集落支援員を配置す

るということだというふうに思いますが、集落支援員を配置するに当たって、その支援センターの例えば改修であるとか、そういうことも必要なのかなというふうに思いますが、集落支援員の配置は、研修等があるので、各集落センターには4月から配置になるということではないと思いますが、そういったことは予定としてあるのか、その点の確認をお願いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、お答えいたします。

初めに、地域商社の関係でございますけれども、まず地域商社なのですけれども、令和3年度の取組といたしましては、地域商社事業の推進に向けて各関係課による学習会の実施ということで2回ほど行っておりますし、また地域商社検討のための町内の関係機関に対し、まず専門家を交えた聞き取りということで、こちらは産業公社ですとか観光協会のほうのヒアリングを実施しております。

また、そのヒアリングの結果を受けながら、専門家を交えながらの検討協議ということで、3回ほど実施しておりますし、その中では専門家から地域資源を活用した西和賀町のブランド化の推進が必要であるといった提言をいただいております。

また、受皿となる組織の在り方というような部分についても、検討の必要性がまず指摘されたところでは、令和4年度につきましては、まずどのようなことをやっていくかということなのですから、地域資源を活用したやっぱり西和賀町のブランド化の推進というようなことの検討、あとそういう地域商社に係る商品開発の部分ですとか、あと町内の事業者のコンサルタント機能の検討ですとか、あと6次産業の推進、産業振興、観光振興を中心とした情報の総合的な発信方法の検討などというようなところで、さらに具体的に内容を詰めていきたいというふうに考えておまして、令和5年度からの地域商社事業をまずスタートさせるため

に取り組んでいきたいというふうに考えているところです。そのために、まず令和4年度は専門家を招いて、具体的にアドバイスをいただきながら進めたいというふうに考えております。

次に、拡大プランの関係でございますけれども、まず令和3年度につきましては関係人口の拡大プランの案を策定いたしまして、こちらにつきましては今回3月末に予定しております総合戦略の推進会議のほうにも諮っていくというか、その内容について示していきたいというふうには思っているところです。まず、その中では、当該業務委託の中で西和賀町の関係人口の拡大に資する事業を整理、分析いただいておりますし、またふるさと納税事業ですとか、拡大コミュニティ事業などを通じて関係性を持った人たち、どういうふうな人たちがいるかという分析も行っております。

さらに、出身者に対するアンケートの実施により、町に対する意向調査なども行ったところでございます。こちらにつきましては、令和4年度は関係人口拡大プランに基づきまして、その対象となる事業というものを洗い出しておりますので、そこを重点的に推進するというようなことで進めてまいりたいと思っておりますし、企業版ふるさと納税というようなところにもまず力を入れていきたいというふうに考えているところです。

かわまちは、課長代理からいたしますが、集落支援センターの関係ですけれども、まず地区公民館6施設を充てるというような形で考えておりますが、修繕等については特に考えてはおりませんで、施設の建物の一室に入るような形で、あとはそういう必要な備品等をそろえると、フレキシブルに動けるような形で進めたいというふうに考えているところです。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 それでは、かわまちづくり事業、湯本テラス工事に係りますご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、建築工事かというご質問でございましたけれども、一部建築工事を伴う工事になる予定となっております。現在まちなか交流館の左側に以前からある階段がございまして、そちらのほうを取壊しをして、新しく川のほうに下りていけるような階段を設置するというところで、交流館の外壁の一部を部分的にそこを壊して、また壁を造り直すという工事が伴うために、設計監理ということで業務委託の予算を取ったものになります。

それから、実施設計につきましては令和3年度、今年度の当初予算で予算を確保しております。現在の、進めておりますが、先日の3月補正予算において、繰越明許ということで翌年度に繰り越すことにしております。春、4月、5月、6月ぐらいまでには実施設計を終えて、工事の発注に取りかかるスケジュールで、現在ダム側の工事とちょっと事業の調整をしております。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 まず初めに、総合戦略ですが、今の課長の答弁からすると、その地域商社については4年度検討して、5年度立ち上げて本格的な活動に移りたいということの認識でよろしいか。その点と、かわまち事業ですが、その実施計画は繰越しで、まだできていないという中で、工事の発注の予算を審議していただきたいということですが、基本設計はできていると思うのですが、実施設計ができていない中で、我々も口頭で一部建築が絡むのかとかという説明されれば、それはそれで理解するところもあるのですが、全体的にどういったものをどこにどうだというような、そういう資料であるとか、そういうものもないままに、工事請負費として予算審査をするということについては、担当課としてはどのように考えているのか。その点についてお伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 地域商社についてお答えいたしますけれども、地域商社につきましては、当初その計画を策定した段階での計画では、令和4年度について具体的にそういう検討を進めながら、まず組織の調整というところも考えていきたいと、そして具体的に取組の開始は令和5年度というようなことで、まず計画をしております。それに沿った形で進めたいとは思っておりますけれども、まず何といたっても受入れ態勢というか、その組織のほうの部分が重要ですので、その体制づくりというものも見極めながら、まず進めたいというふうに思っているところです。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 それでは、かわまちづくり事業の湯本地区テラス工事に係るご質問について説明いたしたいと思っております。

当初は、本年度の3月までに実施設計を終了して、令和4年度早々に工事着手の予定としておりましたけれども、現在並行して湯田ダム側で河川改修、湯本の下、下の河川のところに管理用道路とか堤防がございまして、そちらの設計も並行して行っているわけなのですけれども、そちらとの取り合いというか、川から上がってくる接続の部分で、場所をまだ確定……ちょっと段差が結構想定よりも大きかったということで、今調整をしている段階でして、そちらが調整つき次第、何とか4年度中の工事完成を目指したいとして予算提案したところでございます。よろしくお願いたします。

委員長 淀川豊君。

10番 総合戦略についてですが、総合戦略策定に当たって我々議会に説明された折には、個人的にはやはりこの地域商社の活動というものが今回の総合戦略の重要な、中心となるような、ある意味そういう事業ではないかなというふうに感じておりました。当初では、令和6年とかというような話もありますが、要するに6次産業推進であったり、産業振興の中で、この総合

戦略の中ではやはり地域商社をつかってやらなければならないという計画になっているかというふうに思いますので、早い時期に検討して、早い時期にやはり組織として本格的に動き出すことが総合戦略の中の目標達成につながっていくのではないかなというふうに感じます。もちろんいろいろ検討は必要だと思うのですが、地域商社が必要だという計画づくりの段階でどういった構想であるとか、どういった形でとか、そういうのはそれなりに構想を持ってやっぱり必要だということで計画に盛り込まれたというふうに私は思っているのですが、それもなしにイメージというか、抽象的に地域商社が必要だというような形で位置づけられたものか、その点についてお伺いしたいと思います。

それと、かわまちづくり事業、説明を聞けば聞くほど、国交省との歩道というか堤防というか、その関わり合いだとかというところで、段差がとかというような説明をされると、何がどこにどういうふうなもの造られてというイメージが全くつかないということでは……私だけかもしれませんが。詳細のやはり実施計画を提示していただいて、こういうものを2,750万で造りたいからということで提案をされないとなかなか。前の総務課ではないですが、ポンプ車はどこに行くか分からないけれども、まずポンプ車1台は更新しなければならないのだみたいな、そういうやり方というか、方法でいいのかなというふうに思うのですが、課長、その辺はどのように考えていますか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、地域商社についてお答えしたいと思いますけれども、地域商社の第2期総合戦略へ盛り込んだという部分につきましては、これまで西和賀町が取り組んできた山菜や乳製品、温泉などの地域資源を活用した6次産業化や、あと観光振興の流れを踏まえまして、まずさらなる地域資源の活用、あと町の稼ぐ力を最大限に発揮するということを目指して立ち

上げを検討していくというふうに考えたものでございます。第2期総合戦略において、雇用と所得の確保を目指し、産業振興の具体的な施策として、重要な事業として位置づけていることとなりますので、計画に沿った形でまず進めるように努めてまいりたいというふうに思っております。

あと、かわまち事業の関係ですけれども、まずかわまち事業の登録というようなことで計画書を作成して、それぞれの4つの地点で大体概算要求というか、予算をまず積算したと。あと、工事内容についてもまず検討したというようなところでございました。今後、その4つの施設については、具体的にどのような工事をしていくかというところについては、検討を重ねながら精査をしていくというふうに定めて、今一番最初に取り組む湯本について内容をまず固めてきたというようなところでございます。

まず、湯本の中についても、整備内容についてはこれまでもテラス整備ですとか、あとはやな場ですとか、あと足湯というようにことで話はしてきたところでございますけれども、その中でも具体的に業務というか、工事内容として整備できる部分について検討を重ねた結果がテラスの整備というようになったものでございます。そのようなことで、今回工事内容については具体的に足湯のほうというのは難しいというような判断をしながら、まずテラスの整備をすることで川と交流人口の人たちを結びつけるですとか、あと地域の活性化を図るというような部分を進めたいというふうに捉えて予算措置をさせていただいたということになります。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 しつこいようで申し訳ありませんが、実施設計がまだできていなくて、この工事請負費の積算根拠はどのようになっているのか。その工事内容、詳細の工事内容についてちょっとご

説明ください。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 かわまち事業の湯本テラス工事の内容につきましてご説明させていただきます。

現在の概算の工事内容ということでお知らせしたいと思います。まず、交流館の階段とか、あと外壁の解体の部分で200万程度。それから、その外壁を直す分で同じく200万程度。それから、交流館の東側、正面側になりますけれども、そちらのほうはテラス工事で360万円ほど。それから、取り壊した階段を再生して川のほうに下りていく階段を設置する分でまず150万円ほど。それから、南側テラス、交流館に向かって左側、川の下流側になりますけれども、そちらのほうのテラスを設置する工事で350万円ほど。それから、交流館の西側、川側に面する部分、そこから川のほうにアプローチしていく部分のテラスの工事で150万円ほど。それから、テラス周辺の樹木とかの庭的なランドスケープ工事ということで、外構工事を含みましてあと300万円程度ということで予定をさせていただきます。詳しくは、実施設計が出来上がってからということになりますけれども、まず概算、現在の見積り状況をお知らせいたします。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 概算の金額ということでお知らせをいただきましたが、今の金額を足した金額が2,750万ということだというふうに思うのですが、あとは実施設計ができてからということですが、明確にどういったものを造るとということが示されない前に工事の請負工事についての工事費を審査できるのかなと個人的には思うのですが。結局実施設計でもっと高いとか、燃料費も上がっている、例えば資材も高騰しています、今もうどんどん、どんどん。そういう中では、やっぱりかかり増しましたとか、変更増で増やさなければ駄目だとかというような事態にもなるの

ではないですか。

今までも、若者住宅でそういう指摘をさんざんされてきながら、やはり少し金額が高額になる発注行為についてはこういうやり方になってしまうというか、後手後手というか、先々に進めていけない、行っていないようなこういうやり方になってしまうのは非常に残念というか。若者住宅で議会等からいろいろな意見等もあつたはずなのに、何も生かされていないというか。その場が終わればそれでいいのかということで、個人的にはどう理解したらいいのかちょっと理解不能な面もあります。

今工事内容についても、階段であるとか、外壁を取り壊してとか、テラスの設置、あとは川に行く階段を造ったりとか、外構で300万だとかという説明をされても、詳細の資料が、図面だとか、そういうものを提示していただければ、やはり我々理解できないと思うのです。理解できないままに予算をお願いしますということなのだろうなというふうに思いますが、その辺はどうですか。実施設計が例えば6月前にできるのならば、できた後の補正予算で対応するだとか、そういうことは考えなかったのか。その辺についてお願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

確かに工事内容につきましては、これまでも全体的な概要図というような形でお示してきたところございまして、またそこから精査して、どのような工事をしていくかというようなところで、まずその分についての予算措置というような形で今回お願いしているものでございます。実際に今回はテラスというような部分と、あと一部、その階段の建築に係る部分というものもありますけれども、その部分を実際に工事として進めていきたいというようなことで、まず提案をさせていただいたものでございました。

まず、確かに詳細的な図面というような部分もお示しはしておりませんので、どういう部分

というか、どういう形になるかというのは不明だと思しますので、そこら辺の資料というところなどは提供させていただきたいというふうには思っております。ただ、今段階でも、最終的にまだ精査が必要だなというふうには思っております、まず可能な限りというか、本当に整備ができるというような部分までは捉えているのですけれども、さらに少し協議を重ねながら、より具体的にお示しできるような形に取りまとめていきたいというふうに思っているところです。

今回は、概算というような形になってしまっただけでございますけれども、まずは整備内容を整理いたしまして、そのテラスの分について行いたいというような予算措置になっております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 まさに今課長が言ったとおり、実際の設計図ができていないのに、その工事の請負費を予算化して、それを審査していただきたいというふうに言われていることなのです。多分行政的にも、そういうのは本当にあり得ないことではないかなと私は個人的には思うのですが、6月の補正で個人的にはよかったのではないかなというふうに思うのですが、もう当初予算に計上をされたということですから。決定ではなくとも今後変更の可能性があるかもしれませんが、現段階での構想の中での図面というか、平面図みたいなものであるとか、略図、そういう資料をまず予算審査が終わる前に我々のほうにご提示いただければと思いますが、その点いかがですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まさに今の現段階の構想の中でという形にはなるとは思いますが、その資料についてはお示ししたいと思います。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 何点かお伺いしますが、取りあえず今の

かわまち事業について、同僚委員がいろいろ聞いた、全くそのとおりだと思いますが。それで、このテラスに関して、先ほど来ありましたように、この予算341万6,000円というのは、昨年度の当初であって繰越明許にした経緯がありますが、今回のこの事業に対して、実施設計業務で341万6,000円、それから今回提示されている設計監理業務で55万円。基本的にこれは、実施設計した設計者が当然設計監理をするということの理解でいいですか、取りあえず。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 かわまち事業に係ります設計監理のご質問に説明をいたします。

委員おっしゃるとおり、設計した者と監理をする方は同一として考えてございます。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 もし差し障りなかったら、この設計業者と設計業者がどこの、県内の業者か、あるいは県外の業者かというぐらいは教えてほしいですし、それから念のために、確認のためにお伺いしておきたいのですが、そうすると、この設計監理部分と実施設計部分で、合わせると396万ぐらいになります。そうすると、今回提出されている、問題あるにしろ、2,750万の大体14.6%ぐらいに、設計部分でパーセンテージ的にそうなりますが、一般的にこの工事額についての実施設計、監理設計との比率は、この程度は妥当な数字ですか。念のために聞いておきたいのですが。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

設計につきましては、これまで湯本のまちなか再生のほうで、まちなか交流館ですとか、周辺整備の部分のデザイン、構想を作成いただいたランドスケープという、これまでの関わりの中での設計士の方をお願いしております。

この方につきましては、湯本の4か所の整備箇所につきましてはのランドスケープも手がけ

ていただいたということで、その方がまずふさわしいというようなことでの選任になっております。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 私のほうから、かわまち事業の設計監理の費用の額が事業費に対して適正かというご質問にお答えしたいと思います。

かわまち事業計画の事業費を積算する時点で、工事費の10%を設計費で見せておきまして、今回監理費が別途発生したものですから、その部分が5%程度と見込んで今回予算で要求させていただいたものになります。ですので、大体15%程度、適正であると考えております。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 今言われました設計に関しては、先ほど同僚委員からもありましたように、若者住宅に関して、単価の部分も含めていろんなことを指摘されてきた経緯があって、また同じような部分だと思います。そうすると、今実際に実施設計が、私が聞いたのは、この事業費に対して実施設計、あるいは設計監理の比率は大体標準的な部分ですかということ念のために、確認のために聞いたのですが、10%を見てこのぐらい、監理費5%見てこのぐらいということではなくて、一般的にいろんな業界、業者あるわけですから、それらに対しての、おおむね県内の事業費に対しての設計監理料というのは大体適正な範囲という範囲で見ているのか。念のため、確認のために聞いておるところでありまして、そういう認識だったかということをもう一度。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 引き続きかわまち事業の設計監理の額が適正かというご質問にお答えしたいと思います。

ちょっと先ほども説明したのですが、かわまち事業計画を、全体の事業費を積算するときに、直接工事費を概算で出しまして、それに係る工事経費、それから設計費を、例えば工

事経費につきましては直接工事費の15%程度、それから設計費を10%程度、一般的に市場で考えられる比率ということで、そちらのほうで計画の事業費のほうを積算させていただいております。

今回予算を見積もる時点で、いろいろ事業者の方から参考見積りなどをいただきまして、予算の要求をさせていただいたところなのですが、その中で最終的に見たときに、工事費に対して設計と監理を合わせて大体15%程度で収まっているということで、おおむね適正ではないかと、先ほどお答えしたところでございます。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 この件については、取りあえず聞いておきます。

それから、同じ事業の中で、このやな場設置可能性調査等業務委託33万、これはやな場の設置の可能性を調査していただくということでしょうけれども、具体的にはどういうことを調査するという調査項目等は明示しておりますか。ただ単に調査してほしいというものではないと思いますが、業務委託する内容についてお伺いしたいと思いますし、それからそのの上野々地区の公園整備実施設計業務。先ほど全く同じ、同僚委員が言ったように、具体的にどのようなものを、最初にかわまちづくり事業の概略的なことの説明は受けました、大きな図面で受けましたけれども、実際的に上野々地区公園等整備工事ということになってはいますが、具体的にどのような事業を予定しているものなのか、その詳細についてお伺いしたいと思います。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 初めに、かわまち事業の湯本整備の部分で、やな場設置可能性調査業務の内容についてご説明いたします。

やな場とは、川の中に足場を組んで、木や竹ですのこ状の台を造ったやなを川に設置をして

魚を捕るといふ、捕獲する漁場となります。現在湯本地区整備では、湯本の足湯から下りた和賀川付近にやな場を設置するという構想がございまして、そちらの設置の可能性を検討していただく業務内容となります。ただ、湯本地区のその和賀川の状態ですけれども、結構流れが速いということなどがありまして、まず河床の地質調査などと、あと恐らく常設のやな場は無理だろうということで、仮設のやな場ということでその形状なり規模なりを、どのような規模であったら設置できるかという部分で、設置をできるかどうかを含めて検討いただく内容で想定をさせていただきます。

それから上野々地区の公園等整備の実施設計の部分になりますけれども、まず公園整備の部分では、大体ざっくりした内容になりますけれども、広場の舗装が300平米ほど、それから歩道が340平米ほど、あとベンチとか、現段階ではちょっと想定をさせていただきます。

それから、植栽などを含めて、公園整備の部分で事業費が大体2,800万円程度の直接工事費になってございまして、それから駐車場整備ということで、現時点で80台の駐車場、それから仮設の舗装しない部分で30台程度の駐車場ということで、こちらのほうで直接工事費で3,500万円程度という部分のまず設計、基本設計のほうになってございまして。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 予算審査ですから、意見は慎むようにということ、念を押して言われておりますから、あまり意見を申し上げませんけれども。この事業に関しては、一般質問で、この計画自体の検証をすべきだということを中心に強調したわけですが、その段階ではまだ決定しておりませんということの答弁をいただいて、数日後に新聞に決定したということの報告があって、それ以来になっておりますので、私はこういうものの計画は、少なくとも担当課、役場職員、西和賀

町の頭脳集団だと思っております。シンクタンクだと思っております。ですから、こういうのはいわゆる丸投げで、やな場どうでしょうという聞き方というのは、政策立案担当する担当課においていかなるものかということ強く感じるのです。

たまたま具体的なあれなのですが、補正予算で地域交通のことでしたか、146万か補正あったときに、内部検討をして、内部検討した結果、146万減額したという答弁いただいた、今回の議会で。やっぱり内部で、少なくともこの頭脳集団です。おおむねこの程度と言えれば変ですが、必要なのか、やれるものなのか、市場性はどうか、成長性はどうかというぐらいはやっぱりある程度自分たちで検証する、立案する、そういうものがあってしかるべきだと思っておりますけれども。

あまり意見を言うなということ念を押して言うようなのですが、そのことを心していただきたいというふうに思いますし、併せてこの上野々の設計監理も業者は同じということですか。今全体のやってきた設計業者。この上野々の公園整備等も設計業者は同じですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今回のかわまちづくり事業につきましては、計画策定というところで、ランドデザインを描いていただいた4か所について、まず先ほども話ししましたとおり、同じ設計士さんをお願いしたところでございます。ただ、概算設計についてはそのような形ですけれども、実施設計についても同じ設計者になるかという部分につきましては、まだ決まったというところではございませんので、そこのところはまず今の段階では概算設計までの部分というふうに考えております。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 少なくとも、設計段階でもある程度当然競争原理働くと思っております。競争原理が働くと

思うのですから、そういう部分で今までの流れからして、一方的にこれだというのはいかななものかなということでお伺いしましたが、十分その辺りのことは念頭に置いてやっていただきたいというふうに思います。

かわまちづくり事業の、今回この予算計上には出ておりませんが、今までのいろんなことを議論した経過の中で、湯本地区には足湯の計画があって、その部分について議論したら、一応前副町長から答弁いただいているのは、足湯は決まったものではないと、手湯もいいのですよという答弁をいただいて、そのままの経過になっているわけですが、それらのことはその都度、その都度状況を見て予算を出してくるという流れなのですか。

それと、大体基本的にやるには、湯本から順に下っていくというようなおおむねの流れを聞いてきた経緯があるわけですから、今湯本の部分をやって、湯本の当初計画にあった足湯を除いて上野々にまで行っている。その点は、無地内のカタクリ群生地に行って、あそこの栈橋辺りまで行く流れなのかなという解釈なのですが、今申しあげましたように、足湯の計画はどのようになっているものなのか。それらは抜きにして、飛び越えて上野々にまで行くということの全体的な流れなのかをもう一つ確認しておきたいというふうに思いますが、いかがですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、湯本につきましては、確かにこれまでもテラス、足湯、やな場というような形で計画をしているということでお話をしてきたところでございますけれども、まさに内部のほうでも検討いたしましたけれども、足湯につきましては場所的にも除雪の関係なども絡みますし、あとやっぱり維持管理というような部分ですとか、お湯の温泉の株の関係などということも出てくるかと思ひまして、難しいというふうに判断したところではあります。

ですので、それを後からまた、では必要だということを出してくるというようなことではなくて、今回は湯本についてはテラスについての整備ということを進めたいというふうにしたものです。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 このかわまちづくり事業については、取りあえずは終わりたいと思います。

次に、説明書の18ページの空き家、今回委託料に空き家の見回り業務80万3,000円出ているのですが、これはいわゆる空き家見回りの30万3,000円と、空き家バンクの物件調査50万の合計金額だと思うのですが、この具体的な調査の見回り状態、実態、あるいは併せて関連するので、前年度の調査した実態等も含めて説明願いたいというふうに思いますし、それからその下の空き家解体費助成事業補助金25万2,000円掛ける2件、それから空き家活用促進事業補助金の1件100万という、これはコロナ対策の働き方改革の一環だというのは聞いておりますので、空き家の解体費助成事業補助金の50万円の内容についてお願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

空き家の見回り調査につきましてですけれども、空き家件数ですけれども、まず令和4年の2月末現在で、ふるさと振興課のほうで把握している空き家の数は114軒あるということでございます。うち、その利用が可能と思われる管理良好な物件は22軒で、特定空き家の候補となり、管理不全な状態であるというふうに思われるのが42軒あるということでございます。こちらについては、空き家の物件調査を人材バンクにしわがに委託した中で見回り調査を年3回ほど行っておりまして、そのような把握をしているところでございます。

あと、空き家の見回り業務の部分の80万3,000円というところではありますけれども、空き家の

物件調査の委託のほうにつきましては、予算額は30万ということですし、あと物件の調査につきまして50万円の予算措置をしておりますのは、まず空き家が空き家バンクに登録となるような物件が出たときに、どれくらいの建物の評価となるのか。売買であればどれくらいが妥当なのか、賃貸であればどれくらいが妥当かといったようなところと、うちの状況を確認してもらうというようなところで、こちらにつきましてはまず10件ほどの予算措置というふうになっているものでございます。

そして、それぞれの負担金、補助金の事業の中身ということになりますけれども、空き家改修費助成事業補助金につきましては、こちらは空き家の改修に係る費用をまず50万円と、不用物撤去が10万円ということで、合計60万円の上限の補助金ということになります。補助率は、2分の1というふうになっております。

また、空き家解体費助成事業補助金につきまして、こちらについてはまず空き家を撤去されるというような方について、こちらも上限額25万円ということで、補助率は2分の1というふうになっているところです。

また、空き家活用促進事業補助金につきましてはですが、こちらにつきましては空き家を活用して事業を何かやろうというような方について、空き家の修繕に係る費用を助成するものですけれども、その上限額は100万円と、補助率は5分の4ということで、まず高く設定しているところです。

まず、対象となる活用事業については、例えばですけども、滞在体験施設ですとか、交流施設ですとか、飲食店とか、あとサテライトオフィス等、そういうことをやってみようという、そういう人たちの活用、空き家の有効活用ということで予算措置をさせていただくものでございます。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 言うまでもなくこの空き家問題は、我が町に限らず日本全体の極めて大きな問題だろうと思いますし、同僚委員も度々一般質問でこのことを聞いてきた経緯もあります。それで、今まで調査をした件数、それぞれの内容の件数があるわけですが、ほかの町村では行政代執行、新聞紙上で出るぐらいのことが発生しております。それらのことを念頭に置きながら、具体的に担当課として委託した、見回りした結果について、担当課で直接具体的に検証したことはありますかと言えば大変失礼な言い方なのですが。

というのは、本当に大変失礼な言い方になるというより、ごく当たり前でしょうけれども、補正予算で森林組合の間伐の1,100万の補正になったときに、いわゆるデータに基づいて、現地を見なくてその事業がということの経緯があって、補正になった経緯があって、町長も答弁しておるわけですが、いわゆる実際にそれらやる、発注する側、皆さんお金を出す側ですから、具体的にそういうものを現地確認なり現認をして、そのような対応をしているものなのか。いわゆるデータに基づいて報告を受けたもので、その紙だけで処理をしているものなのかを1つ確認したいのです。

これは、未確認情報ですから、うかつなことを正式な場では言われたいわけですが、空き家バンクということで紹介したら、人も入れるような状態ではないというようなことも聞いたような気がするものですから、あえてそのことを確認しておきたいというふうに思いますが、いかがですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

空き物の物件調査につきましては、シルバー人材センターのほうで見回りをして、敷地には入れませんので、外観からの写真撮影とかというようなところで、まずそういうデータをこちらのほうで受けているものです。そこから、例えば具体的に近隣に迷惑がかかるような特定空

家候補というような部分があって、そういうふうな情報が寄せられた場合は、担当課のほうでその場所は確認しているところです。

あと、空き家バンクのほうに登録となる物件につきましても、町のほうではそういう専門的な土地家屋というか、宅地建物取引士というような部分の、そういう専門性の者はいないのですけれども、まず建物は確認して登録するような形にしております。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私のほうからは、1件お伺いします。

明細書の16ページ、ふるさと納税推奨事業の件なのですが、事業費が昨年度と同等の予算を置いて、目標額が1億8,000万になっていますが、私のちょっと確認では、令和2年度は1億9,000万余りの実績が出ているのですけれども、3年度においてはどの程度見込まれるのか。

また、この目標額を見ますと、私からすると、どうも取組が消極的な取組というか、事業費から見てもそう感じるわけですが、その辺当局としての考えをお伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

ふるさと納税の推奨事業につきましては、まず今年度も目標額、令和3年度1億8,000万円という形に最終的になしまして、今年はその目標が達成されるような形になると思っております。

また、令和4年度におきましても、目標額は同額の1億8,000万円ということで定めておりまして、それに向けた予算措置ということになりまして、まず必要な額、返礼品であれば寄附額の3割分を見ますとか、あとはふるさと納税のポータルサイトということで、そのサイトを活用しながら寄附をされる方については、寄附額の割合で手数料が発生するというようなところで、まずそういうふうな経費を見込んでい

るところでございます。

ふるさと納税の取組が消極的ではないかというふうなお話もありますけれども、ふるさと納税のそういう情報発信等の業務を委託している業者はございまして、やっぱりなかなかコロナの影響で回れない、事業者を回れないというようなところは確かにございますが、本当にポータルサイトですとか、そういうふうな充実を図りながら、寄附の増に努めているというところと、あとはただ単純に寄附額の増という部分ではなくて、西和賀町に対する思いを強く持っていたくための取組というふうなことで、それが結果的にリピーターになって帰ってくるような部分の取組というところにも非常に力を入れているところだと思っております。

西和賀町におきましては、今ふるさと納税の事業者、返礼品事業者は39ほどあって、その中でも返礼品はやっぱり400パターンぐらいを準備しているということで、これはうちの町の規模的な部分からいっても、物すごく高い寄附額ではないかというふうに思っているところです。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 今課長のほうから状況を伺ったわけですが、それでは委託している先ですが、私もちょっと情報というか、いただいたのですが、このにしわがチョイスプロジェクトリーダーさんが種岡さんですか、となっておりますけれども、このチームのメンバーとか、そこのチームの状況というのは分からないですか。ちょっとその辺を教えていただきたい。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

委託先の株式会社祭り法人射的というところで、今代表者の方おっしゃられたとおり、種岡さんという方なのですが、いずれそこに委託をしながら、まずにしわがチョイスということで、町、あと事業者が一体となってふるさと納税に取り組んでいるということになります。

それで、まず町のほうにも事務所を設置しておりまして、1人職員が常駐しておりますし、あと週に何回か射的のメンバーがこちらの町のほうに入ってきて、そういう事業者回りをしながら返礼品開拓ですとか、そういう部分に取り組んでいるという状況にあります。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 今課長言われたように、コロナの中でもあるわけで、これを営業するにおいては大変な支障を来しているということはあると思いますが、ただもう少しこの目標に当たって、目標額に当たっては、もっと大きく検討してもよろしいのではないかなと私は思います。

というのは、やはり今課長から伺ったように、実際資金もそうですけれども、そのみならず、やはりこの豪雪地帯にある西和賀という町を国内に売っていただくためにも、あるいは知っていただくためにも、この取組は大変貴重な役目を果たしていると思います。そして、先ほども伺ったように、返礼事業者、あるいは個人のみの高齢者も含めての大変な活力というか、そういうのにつながっているわけで。ですから、ここで私感じるには、委託をしている委託先の、あるいは委託を受けている会社というか、事業者と町との委託に当たっている、向こうのニーズもあると思うのですが、その辺の難しさというのは見られないのですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

先ほども少し説明したとおりですけれども、委託業者ということもございますけれども、いづれ町ではにしががチョイスというようなことで連携を図りながら、まずふるさと納税に取り組んでいるというものでございます。当然寄附額が上がることが町の事業者さんにとっても、大変よいことであるということもございますけれども、町のファンを増やすという取組というところにも力を置くというところについて、や

っぱり私はその委託業者の考えというものも大変共通している、私どもと共通しているところだなというふうに捉えています。

そういうような結果がございまして、今の寄附額を達成しているのですけれども、目標額をさらにというご意見は当然あると思いますが、そういう部分につきましてはなかなか今私どもでは、ポータルサイトというのは一つのまず業者というようなところがあって、ほかの市町村についてはやはり複数のそういうサイトを活用して、寄附額集めに取り組んでいるというようなこともございました。

ですので、今年度の令和4年度につきましては、私どもも今のサイトはそういうファン、西和賀のファンというか、市町村のファンを大事にするというようなところに重点を置くサイトですけれども、それとはまたちょっと違って、若い人たちがより多くそのサイトに入っていくというような部分のところの事業者さんについても、1つちょっと加えさせていただいている部分があるということでございます。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 やはり委託する側と、それから受ける側とのいろいろなニーズはあるわけですが、ただこの事業に当たっては町としては、大変今後も取り組み方によってはますます魅力というのはある事業であると思います。ですから、その辺を一層検討しながら、この事業が大きく繁栄していただければなと思いますので、今後ともそのことを期待しながら質問を終わりたいと思いますが、町長の考えとしてその辺あれば。

委員長 内記町長。

町長 お答えします。

ふるさと納税の今までの取組と課題、そして経過について担当課長からご説明あったとおりでございます。それに対する私の考えですけれども、この事業については財源確保という点でも大きいと思いますし、また地域のそういう返

礼品に関わっている方々の活性化という意味でも大きいと思います。

ただ、現状としては、かなり成熟してきている部分はあって、競争という面も出てきていると思います。その辺にどのように対処していくかということにつきましては、状況の変化を見て、あるいは委託しているところのありよう等を見ながら、今後を考えていかなければならないし、盛り上げるという点で課題を解決していかなければいけないというふうに捉えております。

委員長 早川久衛君。

9番 予算説明書の15ページ、この婚活事業、予算約半分に減らしているのだけれども、その意味と、40歳以上の男性、女性、50歳ぐらいまで何人ぐらいいるか調べたことありますか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。婚活事業の部分なのですけれども、まず令和3年度におきましては、同じように町の自然資源を活用したイベント型のそういう婚活の取組ということで予算措置させていただきましたけれども、こちらもなかなかやっぱりコロナ禍の影響で人が集まれないというようなところで減額し、令和4年度につきましては、新たにですけれども、そういうふうな町内の自然の環境資源をまず活用して、まだまだ確定ではないのですけれども、地域おこし協力隊等の起業した方がイベントを企画するような形のスタイルで開催をしたいというふうに思っているところでございます。そういうようなところで、なかなかコロナ禍の影響でイベントは開催できないというようなところもあるのですけれども、予算措置としては1回分をまず実施したいということで措置させていただきました。

また、先ほどの町内の人数というような部分になるのですけれども、こちらについては年齢層がちょっと質問とは合わなくなってしまって申し訳ないのですが、一応平成27年度の国勢調

査の独身者数集計というのがございまして、西和賀町では20歳から54歳では男性は414人、女性は238人というようなところでデータは押さえているところです。

また、それぞれ国の専門的な、そういうふうな調査機関のデータもございましてけれども、国立社会保障・人口問題研究所とか、あと内閣府の調査でいきますと、いずれ結婚しようと思っている男性、女性というのは、やっぱり18歳から50歳を対象に調査してみると、男性の方では85.7%がそのように考えているし、女性では59.1%というような高い数値が示されているということがございます。そして、また別の調査でいきますと、どうして結婚できないかということにつきましては、やっぱり適当な相手に巡り会わないというような部分が高い数値、54.3%のような形で示されておりますし、あと自分に魅力がないのではないかというような部分についても高い数値が出ているということから、それらのまず出会いの場の創出ということと、あとは自身に魅力的なところを持てるような取組というようなことを考えて進めていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 この西和賀の一番の課題、いろんな第1次産業、第3次産業も大変なのだけれども、この人口減、最大の今現実の問題だろうと思う中で予算を半減して、ただ県から予算来ないから、では減らすという自体が非常に残念なのだけれども、地域の活性化なりなんなりが若い人方がご夫婦で地域のまちづくり、村づくりを担うわけですから、最重点でこれ予算をいっぱい置いて、何もいっぱい集まらなくても四、五人でいろいろとあれしながらやれば、30人も50人も集まらなくても、コロナ関係なく推進できるものと思うのだけれども、その辺は全く考えないですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今のそういう少人数での開催というような部分につきましてもなかなか、例えば町内同士ですとか、まず少なくとも県内というような部分であれば、可能な部分もあるかなというところは考えるところです。あと、実際になかなかこういう状況では会えないので、オンラインというような方法もほかではあるかと思いますが、やはり町の自然環境というか、町の資源を活用しながら、町の人が企画したイベントというところで少し取り組んでみたいなというところから、まず今回のイベントのような1回のスタイルになりました。

あと、予算的にはまず減額になってはいるのですけれども、例えば結婚サポートセンターが主催する事業所ですとか、独身者を対象としたそういうふうな取組、そのセンターの取組ですとか、そういう結婚に向けた意識の改革というような部分のセミナーというような部分もありまして、令和3年度には1回開催しているような部分もございますので、そこも引き続き力を入れていきたいとは思っておりますし、あとはやっぱりサポートセンターの加入者の増というところについても働きかけていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 私は、特別調べたわけではないけれども、一般的には40代から50代ぐらいの男性で結婚できない人数は大体40人ぐらいいるということを持ちまして言っているわけなのですけれども、協力隊でここに住もうという、そういう大事業を何千万とかけている中で、地元の40人が2人でも3人でも結婚してもらえば、もうこれはほとんど永久に残るわけですから、その辺の問題の考え方をよっぽどこれから考え直してもらわないと、容易ではないのではないかと思いますけれども、その点はいかがですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

確かに40代、50代というような部分での未婚者の方が多いなというふうに捉えているところはございます。なかなかイベント形式、これまでも町外で開催したりとか、やっぱり婚活というような部分で、あまりにもそういうふうな意識があると、なかなかそういう方々が参加できないというような部分はございましたので、今回はまず本当に自然に集まりやすいような、そういうふうなイベントスタイル、町の資源を活用したというところで、よりそういう人たちにも参加していただけるようにというふうに考えております。以前は、そういう対象年齢も定めて募集をかけたというようなこともあったのですけれども、まずそういうふうな年齢層のところも視野に入れながら、いろんな取組をまた考えながら進めたいというふうには思います。

以上です。

委員長 早川久衛君。

9番 これが最後、4回目になりますけれども、これは西和賀町のまちづくりの基本になる考え、重大な考え方だと私は思いますので、町長の意見をここで聞きたいと思っております。

委員長 内記町長。

町長 お答えいたします。

まさにご指摘のとおりだと思います。予算の多寡につきましては、国の制度が重点どちらかというのを反映してやって、このようなことになっている状況もあるかと思いますが、そこは抜きにして、やはり独自に捉えてやっていくという姿勢は必要であるかと思っております。

なお、婚活について、以前私も担当というか、いろんな経験すると、イベントを開いて、出会いの場をつくるということも大事ではありますが、その取り組む過程において知り合うと、それによって結びつくという成果が比較的あるように思いますので、そういうプロセスも大事にしたような取組も改めて考え直し、取組を強化していくような方向で考えていきたいと思いま

すので、よろしく願いいたします。

委員長 高橋輝彦君。

6番 説明書の17ページ、上段でございます。

移住・定住推進事業ですけれども、移住コーディネーターの謝金ということで今回出ております。誰がどういうことをやられるのか伺います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

移住コーディネーターについてのご質問だと思いますけれども、まず移住コーディネーターというのは移住を検討している人や移住者への支援を行うために、全国の市町村などに設置されておりまして、本町ではふるさと振興課移住担当が兼務するような形になっております。移住に関する問合せや相談などに対応しているところでございますけれども、県内でも公募によって複数のコーディネーターを設置して、移住経験を通じた相談者へのアドバイスですとか、日々の生活の中での移住、定住に関する情報発信ですとか、移住後の定期的なサポートや交流といった部分を、取組を展開しているという事例がございます。

今回新たな取組として、まず町のほうでも試行的に1名の方を副業型的なところで採用を考えたものでございます。ふだんの自分の仕事をしながらも、相談があったときの対応や情報発信ですとか、移住後の声かけ活動など、新たに取り組んでいただければというような形でまず考えております。

まだ具体的にどの方をとというようなところまでは行っておりませんが、まず1名の採用を試みたいというふうなことでお願いします。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今既に移住者の方のサポートというふうなお話もございました。それから、情報発信ということでございます。この間の一般質問でもお話しさせていただきましたが、やはり移住者の相談の窓口的な存在というのは大変重要だと

思っております。その辺りの受付方法とか、そういう気軽に相談できるような形というものをどのように考えていらっしゃるかお聞きします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

先ほども少し触れましたが、移住コーディネーターというような部分で、西和賀町におきましては、まずふるさと振興課の中で移住定住担当が兼務をしながら受付を行っているという状況にあります。まず、いろいろな町のホームページですとか、いろいろな媒体を通じながら、問合せについてはふるさと振興課で受ける部分はございます。

あと、それぞれの分野というか、例えば農業分野であれば直接農業振興課のほうに話が行ったりですとか、そういうふうなところで、全てがまずふるさと振興課の移住定住にすぐ来るといような、ワンストップのところにはなっていないのが現実でございますので、そういうふうな様々な部署間で連携というか、そういうふうな情報共有を図りながら、やっぱり一本化して受けられる仕組みというのが構築できればいいなというふうには考えております。そのような形で、ちょっと検討はしたいというふうに捉えております。

以上です。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今まさにお話があったように、ワンストップになっていないというのは、すごくやっぱり大変重要なところだと思います。たらい回しにされるということは、すごく不安な思いにさせられてしまいます。やはりふるさと振興課ならふるさと振興課で、1か所で全て解決できるような、そういうような方法を取る考えだということでお聞きしましたが、それでよろしいですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

やっぱり実際やってみて、なかなかこちらに

についてもいろんな分野が広いので、難しいところはありますけれども、そこは連携を図りながら、移住定住担当という部分でまずしっかりと対応するような形を取りたいというふうに思っております。

以上です。

委員長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから1点だけお聞かせいただきたいと思っております。

明細の7ページでございますけれども、先ほど説明はあったと思っておりますけれども、いま一度お聞かせいただきたいと思っておりますけれども、空き家の活用促進事業補助金ということで100万が計上されておりますけれども、対象者が、空き家バンクのほうに登録している方がこの空き家活用促進事業の対象者になるのか。ほかにもあるのかというのをちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

対象者ということなのですが、空き家の改修費助成事業につきましては、あと解体費助成のほうもなのですけれども、空き家バンクに登録になったものということで対象としておりますし、あと空き家活用促進事業につきましては空き家の有効活用を図るというような面から、そこについては特に空き家の登録、空き家バンクへの登録というところは求めずに、いろんな活用を考える方と当課との話合いの中で、まず認めているというようなこととなります。

以上です。

委員長 柳沢安雄君。

3番 お答えいただきましたけれども、例えばこの事業に対しまして、何か公募というわけではないのですが、対象者を公募するというか、応募するような、そういったことも考えられておりますか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 こちらというか、空き家関係

の事業につきましては、まず町のホームページ等でお知らせしているという部分と、あとは空き家見回り調査というのを実施しておりますけれども、その対象となる方々への通知などにも含めてお知らせしているというところがございまして、特別に応募、募集というか、そういうようなところは行っていないところです。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 17ページ、20ページ、これは予算説明書です。ここに集落支援員があるわけですが、6名と2名とあるのですが、その違いというものはどういうところなのか、それを説明願いたいと思っております。

それから、予算説明書の18ページのユキノチカラプロジェクトによる新商品開発3品となっておりますけれども、この3品という設定あたりをお伺いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援員のまず2人と6名の違いということなのですが、6名につきましては、まず令和4年度から集落支援センターを拠点としながら配置する、その集落の自治活動支援としての集落支援員という役割の6名でございます。ほかの2名につきましては、1名は集落支援員兼特命主幹というようなことで、配置の自治組織、公民館の在り方ということで、まず今取り組んでいる当課の職員でございますし、あともう一名につきましても、その位置づけは会計年度任用職員というようなこととなりますが、今まで拡大コミュニティ、ふるさと交流事業ですか、あとは地域の活性化の事業というような部分に携わっている職員1名、その2名が既にもう配置となって活躍いただいているというようなところでございます。

位置づけといたしましては、まずその2名なのですが、やっぱりそういう事業を通しながら、全ての自治組織をまず把握していると

いうようなところもございますし、そのようなことから、新たに採用となる6名についてのフォロー体制であるとか、そういうふうな集落支援センター間の調整、連携というようなところの位置づけも担っていただきたいというふうに考えているものです。

ユキノチカラの部分でございますけれども、まず新たな新商品3品というふうなことの話でございますけれども、まずユキノチカラについてちょっとお話しいたしますと、商品開発につきましてはユキノチカラ協議会、その中にブランドマネジャーという方が中心になりながら行われているというのが今の状況でございます。昨年度までですと、26種類45品目の開発が行われているということになります。

今年度は、2つの開発となっているものがございますけれども、そういうふうな開発数の数というよりも、目的としては西和賀町の魅力を広く発信していくことというのがこの協議会の目的でもございますので、まず例えば商品開発のみならず、販売支援というふうな部分では、盛岡市で開催されている食の大商談会ですとか、あと「ユキノチカラマルシェ in Kawatoku」というような、そういうふうな取組も行っているところです。

また、数多くマスコミ、メディア等に取り上げられているということからも、大きな町の魅力として発信できている部分がございます。

あと、最近でいいますと、いろいろ新聞等にぎわしておりますけれども、おうちで雪あかりセットというふうな部分の商品開発がございまして、こちらは今年は残念ながらできなかったのですが、雪あかりを自宅できるといいます。町から雪とバケツと、あとスイーツ関係を入れてお送りして、例えば東京で荷物を受け取った方が東京で雪あかり、ミニかまくらをつくって楽しめるというふうな、そういうふうな商品開発もございまして、こちらにつきましては名品オブ・ザ・イヤー、地方創生賞というよ

うなことでまず賞をいただいております、5つ選ばれた中でも、そこからまた1つ選定されるのが3月末あたりに結果が出るというふうなことを聞いておりますが、その部分もちよっと期待しながらいるところでございます。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 56のものもあるということですが、ここではやっぱりブランドということですので、ユキノチカラ、非常に西和賀を引っ張っていただけていると思うのですが、共通して、一つでも多く増やせることを、町全体ではまだいろいろなものがあるので、それはそれとして、一緒に含めて開発して、やっぱり一人でも多くの人たちがそこに参加できるような、そういうことも協議会で進めていただきたいのですが、その辺はいかがですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今ユキノチカラ協議会の構成している事業者さんは、13ほどあるという状況でございます。その中でも、町の食材を活用してというふうな部分の、やっぱりそういう審査的な項目もございまして、協議会としての考えでも、食だけではなく、例えば物とか、そういう部分、そういうふうなところも取り入れていきたいという思いを持っていながら進めているところがございますので、まさにそのように町でも支援していきたいというふうには思いますし。

あと、併せてやっぱり地域商社の検討の中でも、西和賀町のブランド化というふうなところもやっぱり目指しているのですが、そこと合わせながらまず一緒に進めて、より多くの方々に参加できるような仕組みというものをつくりたいと思っております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたし

ます。

以上でふるさと振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の町民課の審査に移る前に、昼食のため1時20分まで休憩いたします。

午後 零時24分 休 憩

午後 1時20分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

町民課の審査を行います。町民課が所管するのは2款総務費、3款民生費、4款衛生費であります。審査を行う前に、町民課長から事業の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 令和4年度の町民課所管の予算審査に当たりまして、川本課長代理と佐々木主査も同席させていただきますので、よろしくお願いたします。

また、ご質問のあった際は、内容によって詳細については答弁を代理にもさせていただくこともありますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

資料は、ご手元の町民課抜粋の予算書は2款、3款、4款と、予算説明書は21ページと22ページになります。

それでは、まず歳出の2款総務費から説明に入りたいと思います。予算書4ページの下段、5目財産管理費は、沢内庁舎及び公用車の経常的な管理経費となります。5目は、総額マイナスの2,662万円となっております。基本的に昨年並みの内容となっておりますが、新庁舎となったことによりまして、開発センターの管理費、管理費用などがなくなることから、金額の面での違いが出ております。

まず、沢内庁舎等管理費の10節の需用費ですが、燃料費19万円は昨年度当初予算比でマイナスの195万5,000円です。開発センターは、

当然新庁舎においても老朽化によりまして、ボイラーでの暖房をエアコンに切り替えましたことで、重油代、灯油代の減額となり、代わりに光熱水費、主に電気代になるのですが、これも、673万3,000円となっておりますが、これは205万5,000円増額したものになります。

予算書5ページの上段、12節委託料424万3,000円は、昨年度比でマイナスの203万4,000円となります。それから、14節の工事請負費28万3,000円は、マイナスの347万6,000円となります。この減額は、庁舎改修に係る庁舎裏の書庫の屋根及び外壁の改修工事、それから書庫の中のスライド式書棚の解体撤去委託料、それから書庫裏の支障木の伐採委託料、それから固定式のラックを書庫の中に備品として置きましたので、その備品購入費としたもの、これが昨年度のみであった費用がなくなったことによるものです。

また、一番大きいのが、移転に伴いましてIP告知放送システムや戸籍システム等のサーバーや端末の一式の移設業務の委託料2,079万1,000円も3年度に限った費用であったものです。

続いて、同じく5ページの下段になりますけれども、6目企画費、これはIP告知関連機器及び光伝送路関連機器の管理費となります。前年比で382万4,000円の増となっております。地域情報通信基盤施設管理費において大半を占めておりますのは、6ページに移りますけれども、12節の委託料、IP告知関連機器の保守料、これの566万5,000円及び光伝送路関連機器の保守料316万1,000円、それから13節使用料及び賃借料の1,052万9,000円の電柱共架使用料及びN T Tへの局舎使用料などになります。

6目の企画費の中で3年度との違いは、6ページの中段にありますけれども、告知端末放送事業の中の13節使用料及び賃借料1,455万9,000円とありますけれども、3年度から401万円の増額となっております。これがほぼその原

因となっております。3年度で光伝送路系の機器、これは町内の各基地局のスイッチ類というものになるのですけれども、その更新を行いました。5年リースの契約を結びましたけれども、3年度は1か月分であった賃借料が4年度は丸々12か月分となったことからの増額です。

続いて、7目は同じ6ページの下段から始まる交通安全対策費になります。総額で55万3,000円の増となっております。7ページの中段を御覧ください。7ページの中段に急発進抑制装置設置事業補助金50万とあります。新規事業です。4年度における増は、ほぼこの50万円の分となります。高齢者によるアクセルとブレーキ等の踏み間違いによる事故が多発している現在におきまして、経済産業省が令和元年度から実施しておりました安全運転サポート車普及促進事業が令和3年度で終了することを受けて、後づけの急発進抑制装置を装着した場合に、引き続き町単独で行おうとする助成事業となります。自家用車に後づけした機能で装着された方に対して、申請によって最大で4万円補助を行おうとするものです。住民への周知は、4月1日の広報で掲載予定としております。

装置については、一般質問の際にうまくちょっと説明できなかつたので、もう一度説明させていただきますと、これは急発進抑制装置なので、急発進とセンサーが判断した場合に抑制がかかるものです。障害物検知機能のありなしは、急発進ではなくても、目の前に障害物があった場合に抑制が働くかどうかというところの違いになります。

また、1点訂正ございまして、町内業者の取付けのくだりで、7社中1社を除き対応可能という回答をさせていただいているところですが、正しくは1社ではなくて2社でしたので、そちらのほうが集計正しいので、訂正いたします。

細かい説明になるのですけれども、こちらで集めた情報によりますと、検知機能つきという

のは、自動車メーカーが開発に関わっている汎用性がないものなので、ディーラーでの取付けというように聞いております。ただ一方、検知機能なしというのは汎用性が高く、カー用品店であったり整備工場で、購入・取付けが可能な製品群であるということから、恐らく町内の業者さんは検知機能なしのほうの取付けになるものと思われまふ。機能については、まずふだん行きつけの整備工場さんへと、制度の内容については役場町民課のほうにお問合せいただければというふうに考えております。

続いて、7ページの下段から9ページにかけては、3項1目戸籍住民基本台帳費となります。3年度比較で926万2,000円増えております。3年度との大きな違いは2つありまして、1つは人事異動による人件費の違いから、当初予算ベースで385万1,000円増額となっている点が1つ。

それから、9ページの一番上に、法律改正に伴うシステム改修業務委託料として609万8,000円計上しております。この戸籍関係につきましては、令和6年の3月予定の情報連携開始に向けたシステム改修を毎年国の仕様に基づいて行っておりますが、令和4年度に予定されている分の改修で、これは国庫補助としても同額計上しております。その他の経常経費は、昨年並みとなっております。

また、9ページ中段の通知カード・個人番号カード関連事務費負担金200万1,000円及び自治体中間サーバープラットフォーム運用経費負担金209万6,000円についても、例年どおり国庫補助の対応となっております。

続いて、3款、9ページ下段から民生費に入ります。1目社会福祉総務費ですけれども、11ページを御覧ください。20節の貸付金で、消費者救済資金貸付制度預託金、これは前年度同様300万円を計上して預託しております。

続いて、4目の防犯対策費になります。13節使用料及び賃借料、LED防犯灯賃借料805万3,000円は、防犯灯及び街路灯1,213基のLED

化の事業によりまして、平成29年10月から10年リースの契約となっているもので、令和4年度は6年目に当たります。

また、5行ほど上の10節需用費、光熱水費364万4,000円、これはそれらの街路灯の電気料金予算計上となります。14節工事請負費、防犯灯設置等工事費22万3,000円、こちらは老朽化している街路灯の自営柱の撤去2件と、それから新規防犯灯設置3か所を合わせたものの計上としております。

それから、12ページから4款衛生費となりますけれども、3目環境衛生費、10節の需用費、修繕料の、13ページ上段ですか、60万円の内訳になりますけれども、火葬炉等計画修繕で、4年度は酸素濃度計の交換を33万円見込んでおります。それから、火葬場の維持管理修繕費として12万、それから霊柩車の車検費用として15万を見込んだものとなっております。

続いて、12節委託料、にしわが斎苑の指定管理料1,375万円は、斎苑としては3期目の2年目となります。3年度と同額の予算計上です。

同じく13ページ下段から2項1目ごみ処理費となります。ごみ処理総務費の主な内訳は、可燃ごみを広域で処理しているわけですが、18節から14ページに移りますが、負担金、補助及び交付金として、岩手中部広域行政組合負担金として2,132万7,000円を計上しております。毎年春に全戸配布しておりますごみカレンダーもこの事業費から支出をしております。1つ上の10節の印刷製本費の26万5,000円がこれに当たります。

続いて、ごみ処理事業となりますが、こちらの事業内容は家庭系の一般廃棄物の収集運搬、それから沢内清掃センター等の維持管理経費を計上している部分になります。10節需用費、修繕料104万3,000円の内訳は、3年度同様ですけれども、ごみ収集車1台の車検費用16万5,000円、架装部点検、これは車両とは別に機械部分になりますけれども、そちらの部分の点

検費用として6万9,630円、清掃センターの中にありますブルドーザーの自主点検費用として27万5,440円、ホイールローダーの自主点検費用として43万2,355円、その他の施設内の修繕費用として10万円を見込んだ計上となっております。

11節役務費、清掃センタートラックスケールの検査手数料9万5,000円は、2年に1回の検査となりますので、昨年なかったものです。

それから、12節、沢内清掃センター等の管理運営業務委託料として329万9,000円、またごみ収集運搬業務委託料の2,906万8,000円は、沢内方面と湯田方面の2業者分となります。

1行下の資源ごみ中間処理業務委託料391万、それから最終処分場等水質分析業務委託料198万は法定検査となります。この198万円には、最終処分場等の放射性物質分析業務委託料というが入っているのですが、59万4,000円がそれになります。これが含まれております。それから、これは東日本大震災以降、毎年行われているもので、これについても国庫補助金として廃棄物の処理施設のモニタリング等事業として同額が財源充当されているものです。

最後に、15ページになります。2目し尿処理費は、し尿処理及び浄化槽のほうで、くみ取のトイレ収集運搬業務の事業となります。内訳は、し尿処理の業務委託料として569万5,000円、これは2年度と同単価になりますが、10リットル当たり67円の単価として850キロを想定しているものです。もう一つ、収集した後の処理は、北上地区広域行政組合で行っておりまして、18節負担金、補助及び交付金の分賦金として組合のほうから示されている分賦金2,719万3,000円を計上しているものであります。

続いて、歳入のほうの説明に移ります。予算書は、1ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。14款の分担金及び負担金として14・2・1・1、分担金及び負担金の総務管理費負担金としてIP告知端末設置負担金85万は、5

万円掛ける新規分の17件を見込んだものです。

それから15款1項使用料ですけれども、これその下になります15・1・1・1、情報通信基盤施設使用料として1,018万8,000円は、N T Tが町内でサービスを提供するために使用している町の光ケーブルを町がN T Tへ貸し出している、その分の賃借料としての収入になります。また、情報通信基盤施設宅内設備使用料、いわゆる告知端末の利用料になりますが、過年度分も含みまして608万2,000円を見込んでおります。

それから、15款2項手数料、15の2の2の2清掃費手数料のし尿汲取手数料569万5,000円は、歳出におけるし尿処理業務の委託料と同額を見込んでの計上となっております。

16款2項国庫補助金、16の2の1の2戸籍住民基本台帳費の補助金として、通知カード・個人番号カード関連事務交付金として212万1,000円は、歳出における同じカードの関連事務費負担金と同額にかかるものと必要経費、時間外を上乗せして財源として見込んでいます。

また、1行下にあります戸籍情報システム整備費609万7,000円についても、法改正に伴う戸籍システムの改修業務委託料として同額を歳入として見込んでおります。

16の2の3の1保健衛生費補助金、廃棄物処理施設モニタリング等事業費59万4,000円は、先ほど歳出で説明しました清掃費の中の最終処分場の水質分析業務委託料198万の中に含まれているモニタリング等事業費の59万4,000円同額を国からの補助として財源措置している部分になります。

最後に、22款諸収入になりますけれども、22の3の2の1、消費者救済資金貸付金元利収入として300万円、これが歳出の中で預託金として支出しているものの返還先がここの部分になります。

町民課における歳出と歳入の概要については以上となります。よろしくお願ひします。

委員長 町民課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、3款民生費、4款衛生費の質疑を一括して行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、2点質問させていただきます。予算明細書の11ページ、先ほど課長からもご説明がありましたが、防犯灯設置等工事ということで22万3,000円計上されております。説明では、新規3か所ということですが、防犯灯の新規工事については何か全体計画をもって新設をされているのか、どういったところで、なければどういった判断をもってその新設の防犯灯工事をしているのか、その点について。

もう一点は、12ページのにしわが斎苑管理運営費ということで、令和4年度修繕料ということで、火葬炉の修繕ということでご説明をいただきましたが、施設的にまだまだそんなに古くなっていない施設であります。施設更新等の計画をもって、更新計画をもって更新していくというものか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 まず最初に、防犯灯のほうからお答えしたいと思います。

防犯灯につきましては、毎年東北電力様とユアテックさんから、電力さんのほうからは機器、ユアテックさんのほうからは設置経費というものを5基ずつ寄贈いただいています。毎年いただける、寄贈いただけることを前提にこちらも計画しているのですけれども、各地区におきまして、今までは区長さんのほうからつけてほしいという箇所がありますので、それをストックしているというか、リストにしておりまして、こちらのほうで実際にその場所に行って、夜行って、ここ本当に必要なかどうかというのを確認した上で、順次つけていっています。

ただ、前も本会議で説明したかと思うのですが、今まではそういう明確な基準というものがあったので、毎年担当者がどれを優先

させてどれをつける、どれをお断りするというのは毎回悩んでいたのですけれども、そういうこともありましたので、こちらのほうで令和2年度に防犯灯につきましては設置基準というものをつくりました。まず、不特定多数の者が利用する町道、県道、あるいは公共用地を照明する箇所であり、かつ必要であると認められる場所であるということが前提になるのですけれども、一応優先順位が、通学路を優先順位にするとかというのがいろいろありまして、設置基準というのをつくりました。

それをもって優先順位を決めて、いただける5つの防犯灯を割当てしてきたところなのですが、2年度に、今までは地区だったり個人でつけた防犯灯とか街路灯がいろいろ町内に多数ありまして、ある地区から、管理している人たちも高齢になってきているし、古くなってきているし、もう当然LEDもない機器なので、これを町で管理してもらえないかというような相談がありました。

なので、地区だけではなくて、一応町内にある、そういったところを全部調べまして、夜見に行きまして、それが実際に町で管理すべき場所にあるかどうかというのも一応調べた上で、受け入れる基準というものをまずつくりました。受け入れる基準の基礎となるのが、まず設置基準、先ほど言った防犯灯、そもそもそこに付けるかという設置基準というものを参考にして受入れたもので、16基受け入れることにしました。

ただ、毎年5基ずつしか寄贈いただけないので、お金もかかるやつなので、寄贈をありがたく活用させていただいているのですけれども、一気に16基対応できないので、順次更新するときにその5基を充てていくよということで、各地区の区長さんには同意、理解いただいて、そういう計画でもって今毎年新しいものを配置しているという状況でございます。なので、向こう4年間か5年間ぐらいは、もう行き先が決

まっているような状況になっております。

それから、斎苑の今回当初予算にものせましたけれども、毎年サイクルで火葬炉を適正に維持していくために、何年たったらこの部分直す、何年たったらこの部分直すということで、維持管理計画表というものをつくっています。それによって、令和4年度も予算要求しているというところがございますので、一応令和12年までは計画表で今動いているというところです。

委員長 淀川豊君。

10番 防犯灯についてですが、丁寧に説明をしていただいてありがたいのですけれども、4年ぐらいは新規の、新規というか防犯灯の設置はもう決まっているということだと思のですが、今までは区長さんからいろいろな要望等を聞いてきたということですが、今後区長制度がなくなって、向こう4年はもう計画があるから、そういう要望等の聞き取りはしないということなのか。今後、例えば令和4年度であれば、どのような形でやっていこうとしているのか、その辺について。

委員長 町民課長。

町民課長 一応向こう4年まで埋まっているという回答をさせていただいたのですけれども、引き続きそういう要望は、これから区長さんという呼び方ではなくなると思うのですけれども、地区から上がってきたものを精査させていただきまして、それによって優先順位が変わるということもありますので、順次対応していけたらと思っております。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今日のご説明があったのですけれども、予算書の7ページ、急発進抑制装置設置事業がありますが、いろんなケースが考えられるのかなと思っております。やはり新規で車を購入した場合、もともと装備されている、設置されている装備であれば問題ないのだと思うのですけれども、例えばオプションで取り付けるといったような場合には、その場ではオプションでつけ

なくて、後で取付けするというようなことで町から補助を受けるなんていうことも可能なのでしょうか。

委員長 町民課長。

町民課長 これ後づけの機器ですので、新車購入時と、あるいは中古車かもしれないのですけれども、その購入とは別途の支払いで後づけしたというのが証明できる資料が整うのであれば対応したいというふうに考えております。

委員長 刈田敏君。

1番 明細書の6ページの告知端末であります。これに関しては、安心してやっぱり生活できるのに本当に非常に重要な告知端末でありますけれども、今回の予算、かなりこれも高額なのですけれども、各家にある端末機、それについても計画的に進めていくような方向では今現在あるのか。

それから、昨日でしたけれども、サーバー、ちょっとトラブルあったのですけれども、これについての原因というか、今後大丈夫なのか、その辺をお聞かせください。

委員長 町民課長。

町民課長 各世帯にある告知端末なのですけれども、そちらを交換するという、機械入れてもう10年以上過ぎますけれども、出荷していない新品のやつもまだあるので、故障だったり、もう駄目だという場合はまだ交換する対応はできる体制ではあります。

ただ、実際に各世帯で使われているやつも、経年劣化というものが否めないのですけれども、それを一斉に交換していくということになりますと、そもそもこの告知システムの全体的な更新を考えないといけないという段階に行きますので。

前お答えさせていただいたこともあるのですけれども、今は放送だけでやっているという、双方向ではないので、町からの一方通行だけのシステムですけれども、もし次更新する必要性があるということであれば、今緊急通報システ

ムだったり、社協さんでやられている緊急通報システムだったりというのもあるのですけれども、そういうものも一体となったやつではないと、一体となったように効率よくしていかなければいけないのかなというふうに思っているところですので。それについては、前総務課とも一緒にお話しさせてもらって、検討したこともあるのですけれども、金額がやっぱり金額なので、そう簡単にはいかないなというところで、その検討は一回はちょっと中断してしまったのですけれども、もう一度健康福祉課も含めて、総務課も含めて、一応総務課というのは防災端末の意味合いもある、本来は防災端末としての機器なので、防災端末として、それから情報発信のツールとして、それから見守りのためのシステムとしてという、課を超えた機器として各世帯に設置できればなという理想はあるのですけれども、一応金額の面からなかなか先に進めないところなのですが、それにつきましてもほかの課と協議を進めて、検討していければというふうに思っております。

委員長 刈田敏君。

1番 金額ということでありまして、朝から病院に対してのお知らせであったり、今では、あとやっぱり通行止めのお知らせ、非常にこれ重要で、金額どうのこうのではないと思うので、その辺は進めていくことだと思いますけれども、お金がないわけではないと思いますので、どう使うかということをきちっとやって、計画を進めるべきだと思うのですが、その点いかがですか。

委員長 町民課長。

町民課長 いずれもう使えなくなってしまうので、あしたからどうするというふうにならないように、早めに検討していきたいと思っておりますし、それからおととい放送できなかった部分についてなのですけれども、実際ちょっと不具合を起こしていたというのがコンテンツサーバーといいまして、総務課管理で持っているサーバーの一

つがちょっとおかしかったということで、告知システム側の不具合ではないというところは確認しております。

委員長 刈田敏君。

1 番 これについては、一番最後には聞くのですけれども、やはりお金をかけるべきところにはかけるような計画でないと、また優先順位から、必要でないことはないと思うのですけれども、その辺のやっぱり見極めというのも非常に大事だと思うので、そういう点は今後どのような形で進めるかは最後の総括でお伺いします。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で町民課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の企画課の審査に移るため、2時5分まで休憩いたします。

午後 1時55分 休 憩
午後 2時05分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、企画課の審査を行います。企画課が所管するのは2款総務費、12款公債費、14款予備費であります。企画課長から事業の説明を求めます。

企画課長。

企画課長 皆さん、こんにちは。企画課でございます。よろしくお願いいたします。初めに、当課の出席者を紹介いたします。主査の高橋高行です。同じく主査の高橋祐征です。主任の有原隼人です。私の左隣は、主査の藤原正弘です。最後に、私は企画課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当課の主な事業について、お配りしております令和4年度一般会計予算歳入歳出

明細書、企画課により歳出の内容について説明をさせていただきます。6ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、職員人件費3,803万5,000円は、企画課職員の人件費です。

2目文書広報費、広報事務費710万9,000円は、広報西和賀の印刷代と、町のホームページサーバーの保守管理委託料です。印刷製本費が昨年度に比較して200万円ほど増額となっておりますが、令和4年度、来年度、町勢要覧の作成を予定しておるところでございます。

7ページをお開きください。3目財政管理費、財政事務費235万9,000円は、予算書等の印刷代と地方会計財務書類作成業務委託料です。

5目財産管理費、基金造成事業9,036万9,000円は、各基金の積立金です。内訳でございますが、がんばる西和賀応援基金積立金9,002万3,000円の積立てになります。ふるさと納税に係る寄附金の2分の1を積立てしようとするものであります。その他の基金につきましては、預金利息の積立てを予定しているものであります。

6目企画費、企画調整事務費164万9,000円は、企画課の一般事務経費となります。

8ページ、雪国文化研究所運営費424万1,000円は、雪国文化研究所の管理運営に要する経費になります。

地方交道路線対策事業3,894万5,000円は、おでかけバス及び湯けむりタクシー運行に要する経費です。令和4年度は一部増便、あとは盆や年末年始などの利用がほとんどない時期の運休などの見直しを予定しているものであります。

なお、岩手県交通の路線廃止後に実証運行していた盛岡駅の山伏線及び平成30年10月から実証運行していた湯けむりタクシーは、いずれも10月から本格運行をスタートしてございます。

9ページをお開きください。総合計画推進費324万8,000円は、策定を1年延長した第2次総合計画後期基本計画の策定に要する基本構想審議会委員の報酬や、第2次総合計画後期基本計

画策定支援業務委託料です。

地域公共交通活性化推進事業28万4,000円は、地域公共交通活性化協議会の運営経費等になります。

行財政改革推進費19万3,000円は、行政改革審議会委員の報酬及び旅費です。

10ページ、2款5項1目統計調査総務費7万円及び2目諸統計調査費25万8,000円は、主に就業構造基本調査等に要する費用になります。

12款1項1目元金、地方債償還元金6億9,701万4,000円、2目利子、地方債償還利子4,517万9,000円は、一般会計の地方債の償還費用です。

11ページをお開きください。14款予備費は、500万円とするものであります。

なお、予算説明書は14ページになります。

当課からの説明は以上のとおりです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 企画課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、12款公債費、14款予備費の質疑を一括して行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、2点ほど質問したいと思えます。

歳出明細書の8ページ、雪国文化研究所管理運営費ということで、決算でも毎回雪文については質問させていただいておりますが、令和4年度の活動においては令和3年度と何か違いがあるのか、特別に令和4年度実施するような活動があるのか、その点の詳細について伺いたいと思えます。

それと、次のページ、9ページの第2次総合計画後期基本計画策定支援業務委託料ということで、先ほど課長からもご説明がありましたが、これは令和4年度で策定が終わるということなのか、まずその点について伺いたいと思えます。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

初めに、雪国文化研究所でございますが、こちらは昭和63年1月に設立されて現在に至っておるわけでございます。基本的な研究課題といえますか、研究としましては基礎的な部分の積雪の観測であったり、積雪断面の観測、また雪の活用についての情報収集であったりする部分が主な部分でございます。つい最近では、どちらかというと生涯学習というか、学習的な分野での指導という部分も多くなってきてございます。自然というフィールドを使った中で小学生の皆さんへの講義であったり、あとバイオマスチップボイラーをあの施設は使っておるわけですが、そういった部分での指導といえますか、周知といえますか、学習面での指導をされているという部分もございます。

あと、令和3年度、今年度なのですけれども、まさに志賀来の周辺の自然遊歩道を活用した観察会なども、初夏、夏、秋と、今回冬も計画はしておたのですけれども、この第6波のコロナがあまりにも激しいということでちょっと中止させてもらいましたが、あのフィールドの有効活用という部分で、指導員という形で携わっていただいております。

このほか今まで集めてきた民具、雪国での民具等の展示、パネル展示となるわけですが、民俗資料館のほうに昨年度展示をさせていただいて、周知といえますか、皆さんに見ていただくような形はさせてもらってございます。

令和4年度でございますが、基本的には今まで継続してきたもの、観測であったり、そういった部分は引き続きお願いするといえますか、やっていくということになりますし、あと自然観察につきましても昨年スタートし、1年でやめるというわけではなくて、十何人、20人弱の方が参加していただけるイベントになってきましたので、引き続きそういった志賀来の有効活用という部分も含めながら、取組を継続していきたいというふうに考えてございます。

あとは、雪の活用の部分では、雪っこトンネ

ルにも今度電気を引いた中でいろいろ活用するという部分もございますので、何かそういった自然の部分での活用の部分の研究に携われるようなことがあればなというふうに考えておるところでございます。

総合計画の部分でございますが、令和4年度、1年間で完成を目指しておるところでございます。施政方針のほうでもご説明させていただきましたが、住民の座談会等での意見の聴取、そして令和3年度ですか、アンケートによる住民からの意見の聴取、令和4年度はまさに策定の年ということで計画をしておるところでございます。

委員長 淀川豊君。

10番 雪文についてであります。雪国文化研究所がもう要らないのではないかということをお願いするのはなくて、例えば雪に関する基礎研究ができる、そういう部署を我が町は持っているという、今までも続けて、継続しながらそういう部署があるということですから、今までやっているような、そういう教育であるとか、自然観察が、やめたほうが良いということではなくて、やはりもう少し明確に成果となるような、そういう活動を発展して進めていくような、そういう研究所になってもらいたいなというふうに思っています。

例えば再生エネルギーだとか、雪の活用はこれからの時代でどう我が地域で利活用していくのかとか、そういったところに向けて、もちろん今まで研究を積み重ねてきた、そういう積み重ねもあるかと思っておりますので、そういう研究は1年や2年で成果が出るということではなければ、やはりある程度研究員の方に、例えば2年、3年を見越した研究テーマを考えてもらって、その中で成果を出して、そして地域としてそれを実施していくというような、そういうシステムというか体制になっていけばいいのではないかなというふうに思っていますので、その点についてもう一回ご答弁をお願いします。

それと、総合計画ですけれども、1年でということだというふうな理解をしましたが、少し議会に説明をしていただかないと、基本計画、議案として上がってくるわけではないので、そして行政で言えば、総合計画に上がっているからこの事業をやるのだというような答弁もありますので、じっくり議会とその後期計画について議論、説明をされて議論ができるような、そういう期間をちょっと今までよりもある程度見込んで作成をしてもらいたいと思いますが、その点についてどうですか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

雪文につきましては、委員おっしゃるとおりで、いろいろな研究テーマというのは本当に必要なことだと思いますので、検討させていただきます。

次に、総合計画の策定につきましてですが、前回の総合計画策定の際は議員の皆さん、委員として入っていなかったと思うのですが、今回からは議員の方にも1名参加していただいて、策定を進めていくということでまずは1つ考えてございますし、策定する中で折を見まして、進捗状況を説明はしていきたいというふうには考えてございますので、よろしく願いいたします。

委員長 刈田敏君。

1番 説明書の地方交通路線対策事業なのですが、活動指標の中に利用者数4万8,000人ですか、実績も月4,000人掛ける12か月ということでもありますけれども、詳細というわけではないですけれども、これ西和賀高校生も入っていると思うのです。実際そのウエートというのは非常に大きいと思うので、その辺の数字、つかめていたら報告願いたいと思いますし、全体で問題点等をやっぱりどういうふうに考えていらっしゃるのか。今のやり方でやっぱり長続きするのか、その点がすごく不安なので、その辺の考え方をお伺いします。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

まず、利用状況でございますが、おでかけバスとして集落を回っている便につきましては約6,000人ぐらいの利用者、あとは県道1号線を利用している方が約4万2,000人、トータル4万8,000人ぐらいということの実績になります。

その中で、1号線のバスを使っている割合、高校生の割合という形になってくると思うのですが、ちょっと数字的には押さえていなかったのですが、大体7割ぐらいは、七、八割はもう高校生かなというふうな捉え方をしておるところでございます。

朝の通学の時間帯、北上駅出発で7時ぐらいにほつとゆだ駅に着く便で20人ぐらい乗りますし、その後8時ぐらいので30人ぐらい乗車すると、1台の車に。そういった状態もございますので、そういった中での数字の捉え方ということになってきます。

課題といえますか、問題点ということでもありますけれども、庁内、役場内といえますか、企画課の内部検討、そして課を超えた中での検討を若干した中で、町の状況というものをちょっと調べさせていただきましたが、現在沢内の長瀬野地区などでは、地域の人が地域の人のお出かけを支える取組であったり、そういった体制が構築されています。このほか、NPOによる輸送のサービスというものも提供されている地域がございます。これらの取組やほかの市町村での取組を参考に、やっぱり地域内での交通ネットワーク、おでかけバスの交通ネットワークの連携というのが今後大切になってくるのかなというふうに考えておるところでございます。

そうした場合、今後なのですから、県道1号線を運行するバスであったり、各地区を回るおでかけバスの運行内容の見直しも含めながら、おでかけバスに接続するような地域内の交通のネットワークの構築というものもちょっと考えていかなければならない時期に来ているの

かなということで、今盛んとやろうとしていることなのではけれども、そういったことを含めた計画の策定というものもやっぱりやっぺいかなければならない時期に来ているというふうに考えておるところでございます。

そういった部分に役場内で考えられるのは、スクールバスの在り方という部分もありますので、その辺は教育委員会さんと連携を取りながら、運行の在り方というのをちょっと検討する、来年度、令和4年度はやっぱりやっぺいかなければならない時期というふうに考えているところです。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今の地方交道路線対策事業について、関連で質問します。

ほつとゆだ、沢内庁舎・貝沢間、9から11便ということであります。全体的に、先ほども利用者数のお話がありましたけれども、昨年度の利用者数から比べれば半減しているものとおっております。その中で9から11便というのは、まだまだやはりどうしても必要な便数というふうなお考えでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

利用者の状況でございますけれども、今委員、半減されているというようなお質問でしたが、数字上27%ぐらい、約3割弱の減少にはなっております、利用者の状況とすれば。この数字が多いか少ないかというと、やっぱり減っているので、そのとおり少なくなっているのですが、これは県内の通常運行している県交通だったり県北バスだったり、そういったところの状況を見ても、やはり3割から4割はコロナの影響で落ちているそうです。

町内の場合、今回の運行の比較は前年度と比較をしておるわけなのですからけれども、町の場合は昨年度は湯田地区の中学校の生徒さんも県交通に乗って通学していたという部分がスクールバスに変更になって、その利用が減ったという

部分もありますので、ちょっと一概に簡単に比較はできないのですが、やっぱり減っている傾向にはございます。

あと、その便数についてでございますが、今9便、この9便というのが、9から11というのは、9というのは土日の運行の本数、11便というのは平日の運行の本数ということになってございます。この11便をどう捉えているかということだと思うのですが、現行、先ほど七、八割、高校生が利用されているというところをお話しさせていただきましたけれども、やっぱり高校生さんの利用に合わせた運行体系を取るとすると、実はこの便でも足りないと言われていまして、来年度、先ほど説明の中でちょっと加えましたが、増便も考えてございます。これは、学校終わって、部活しないという言い方もあれなのですけれども、即帰られる方への対応の部分、あとは部活を終えてから帰られる部分ということで、今まで学校終了時に運行するバスがなかったものですから、その部分への対応というのを来年度ちょっと考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 時間帯によっては、乗られていないような部分も見受けられるなというふうな印象があったものですから、お聞きしたのですけれども、そういう利用されていない時間帯の便というのはないのかどうか。もしそういうのが減らせられれば、先ほど地域で住民を支える取組もあるのだというふうなお話がありましたので、そういうところに手当てをして、おでかけバスに接続できるような方法も、そういう余地がないのかどうか、その部分をお聞きします。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

日中の、特にお昼の便などは、空席が目立つ便が確かにございます。かといって、そういった部分をワゴン車等で走らせる、もしくは減便するということも考えられるわけではあります

けれども、その辺はもう少し見極めた中で対応させていただきたいというふうに思います。先ほど申しあげましたネットワークづくりのようなところも含めながら、便数については調整を図っていきたいというふうに思います。

委員長 高橋輝彦君。

6番 少ないお金の中でやりくりするわけですので、その部分、慎重にやらなければならないのだろうというふうに思っております。

すみません、もう一点でございましたのですが、予算明細書の8ページの上のほうになりますけれども、岩手県ILC推進協議会負担金というのがございます。これは、当町でも何か誘致に向けて活動計画というのをお考えでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

岩手県ILC推進協議会負担金2万円と、あと東北ILC事業推進センター負担金20万ということで、ILC関係2つございます。以前から加入しております岩手県ILC推進協議会負担金につきましては、負担金として2万円でありますけれども、こちらはどちらかというと、周知活動といいますか、子供、学生さんであったり、住民への周知の部分での活動が主なものでありまして、令和3年度、今年度でありますけれども、宇宙とILCの普及啓発事業というのが、県南局が主催といいますか、事業担当ということで3つほど行われてございます。館内の図書館であったり、中学校関連図書への寄贈というのが1つと、あとは企画展の実施ということで、こちらは9月1日から26日まで、西和賀町の文化創造館銀河ホールホワイエのほうで展示をさせていただきます。

その後、講演会やワークショップも行われていまして、小学生向けのワークショップは7月に、あとは講演会は9月にと実施されてございます。普及的な部分で、こういった活動の部分の負担金を出しているということになりますし、

あと東北 I L C 事業推進センター負担金20万円でございますけれども、こちらは I L C と地域が密接に関係する候補地周辺などの自治体とか大学、そういったところが加入している負担金でございます、どちらかという恩恵を今後受けられると申しますか、本当にもうそういった取組に関連する事業についての負担金という言い方がいいかあれなのですが、そういう形になってまして。実際にでは何をやっているかといえますと、この事業推進センターのほかにもまた別の枠組みがございます。先端加速器科学技術推進協議会、AAA というものらしいのですが、その中のプロジェクトの中に I L C を契機とした地方創生、まちづくりワーキングということでございます。そこに町として担当者、それぞれワーキンググループに参加させてもらって、その研究と申しますか、モデルケースの検討を今しているというところでございます。

具体的に言いますと、排熱活用であったり、あとはモビリティという分野。廃熱活用というのは、では何をということになりますと、本来であれば施設周辺ですと、機械を動かすことによって熱が出て、それをいかに利用するかということになるわけですけれども、いかんせん西和賀の場合はちょっと遠いわけですので、例えば木質バイオマスも含めた研究であったり、そういった部分での取組についての研究をしているということ。

あと、モビリティの部分については、モビリティと聞くと車とか、そういった移動の手段のことをちょっと想像するわけですけれども、もう少しちょっと飛び越えたドローンで物を運ぶであるとか、そういった次の先端技術の部分での意見交換をしながら、この I L C を契機としたことで何かできないかということに今取り組んでいるという状況でございます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今ご説明あったように、この I L C 誘致というのは、すごく西和賀町にとっても夢のあ

る、夢というか、もう本当にできればやっぱり現実的なものにしていかなければならない、そういう活動を当町も積極的にしていかなければならないのだろうというふうに思っております。今言われたような活動をしっかりと、町内でやる活動も既にやっている部分もある、普及活動等やっておられるようですけれども、もっともっと小中学生に対して特別な授業を行う等、そういうのはお考えではないのでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

町内の小学校、中学校への普及活動という部分でございますけれども、先ほども申し上げましたが、I L C の県南局のほうでやっております事業等をうまく活用しながら、また共同しながらと申しますか、一緒になって普及活動には努めてまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で企画課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の観光商工課の審査に入るため、午後2時50分まで休憩いたします。

午後 2時37分 休 憩

午後 2時50分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、観光商工課の審査を行います。観光商工課が所管するのは一般会計、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費及び温泉事業特別会計であります。

それでは初めに、一般会計5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、令和4年度、観光商工課所管の予算編成についてご説明を申し上げる前に、委員各位にはご協力いただきまして、人材研修の場としても活用させていただく趣旨により、本課からも主査級以上の職員である5名を随行させていただきました。出席者を紹介いたします。為田課長代理でございます。古桑観光振興特命主幹です。高鷹主査です。高橋主査でございます。最後に北島主査です。以上で説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。説明につきましては、必要に応じて課長代理からも答弁をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、改めまして令和4年度観光商工課所管の予算編成について概要等を説明させていただきます。一般会計歳出予算は、令和4年度西和賀町予算書から一部抜粋した歳入歳出明細書にて説明をいたします。また、事業ごとの詳細につきましては、予算説明書にてご確認をいただきます。

では初めに、一般会計についてです。歳出について説明いたしますが、関連する歳入につきましては、その時々で併せて説明をいたします。

令和4年度一般会計予算歳入歳出明細書3ページをお開きください。5款労働費、1項1目労働諸費、労働対策総務費、18節負担金、補助及び交付金は、北上雇用対策協議会負担金等各種負担金でございます。勤労者生活安定事業の20節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金は、西和賀町予算説明書64ページ、上段にその詳細がございます。

中小企業退職共済事業の18節、退職金共済事業助成金は説明書の同ページ下段に、また若年者ふるさと就職支援事業の18節、若年者ふるさと就職支援補助金は説明書65ページ上段に詳細を記載しております。

なお、この若年者ふるさと就職支援事業につきましては、事業概要にも記載しておりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の趣旨を踏ま

え、Uターンなど人口増に資するため、企業と就職者への支援を拡充し、現在25歳未満までを対象としている制限を令和4年度から35歳未満まで引き上げることとし、また令和3年度において技能実習生や特定技能外国人の受入れに対し支援を行うこととさせていただきましたが、さらにこの若年者ふるさと就職支援事業では、優秀な外国籍の方を正規雇用する場合にも本制度が活用できるようにするため、日本国籍である条件を削除したいと考えております。

なお、歳入についてですが、明細書2ページをお開きください。上段にあります22款諸収入、3項3目労働費貸付金元利収入の労働金庫預託金元金収入になります。これは、貸付金600万に対し、年度末に精算し、同額の返金を受けるものでございます。

それでは、歳出に戻ります。続きまして、明細書3ページ下段の6款農林水産業費となります。2項4目林業者施設費は、令和2年度から当課において施設管理を行っている焼地台公園の維持管理費となります。10節需用費、修繕料は、ジャンボスライダーと、一部劣化のある遊具の修繕料となります。

1枚おめくりいただきまして、4ページをお開きください。12節委託料は、公園の指定管理料とスポーツライド点検業務を行うための予算となります。

また、14節工事請負費は、塗装表面に劣化のあるオロセのつり橋の塗装工事を行うことや、昨年度から焼地台公園の指定管理者が自主事業としてオープンしておりますカフェの隣接トイレの機能強化を図るものです。

また、第2次観光振興計画に基づき、屋外誘客施設として可能性の高い本公園を計画的に整備していくこととしており、令和4年度は公園遊具を新たに設置することとしております。今後は、キャンプサイトなどについても次年度以降順次改修していきたい、そのように考えております。詳細につきましては、説明書65ページ

下段に掲載しております。

なお、歳入についてですが、明細書1ページにお戻りいただき、上段にあります15款1項4目農林水産業費使用料の焼地台公園内施設使用料を見込んでおります。

それでは、歳出に戻ります。明細書4ページにお戻りください。7款商工費となります。1項1目商工総務費の商工総務事務費は会計年度任用職員の人件費で、次ページでは財団法人いわて産業振興センター負担金など4団体への負担金でございます。また、西和賀町工場設置奨励金は、新たに町へ進出していただいた企業が取得した固定資産について、西和賀町工場及び観光宿泊施設設置奨励条例に基づき、対象となる固定資産税分を最大3年間、奨励金として支援するもので、令和4年度は2年目となります。

続きまして、2目商工振興費ですが、ふるさと館管理運営費は、ほっとゆだ駅前商工会館、これ湯夢プラザでございますが、Wi-Fiに係る通信費と町所有分の管理委託料でございます。17節備品購入費は、経年劣化の激しい湯夢プラザのガスレンジとゆで麺機を更新するものです。

中小企業融資事業は説明書66ページ上段に、明細書6ページの商工振興費臨時事業は説明書66ページ下段に詳細を記載しております。昨年度当初予算との変更点についてですが、労働費の説明でも触れましたが、外国人材受入企業等支援事業の継続を行うことと、新たに創業等支援事業費補助事業として、北上市とともに策定した創業支援事業計画や、今年度西和賀商工会とともに策定した経営発達支援計画に基づき、創業者への初期投資等に係る経費について支援をしようとするものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けている町内経済を支えるため、商工会から要望のあったプレミアム商品券発行事業についても、今年度に引き続き進めてまいりたいと考えております。

それでは、明細書6ページにお戻りいただい

て、北上地区勤労者福祉サービスセンター事業、これは説明書67ページ上段にございます。また、昨年度に実施した新型コロナウイルス緊急資金利子補給などにより負担することとした利子分について、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金から継続補給を行います。説明書は、67ページ下段にございます。併せてご確認をお願いします。

なお、関連しております歳入につきましては、明細書1ページ、15款1項5目商工費使用料のふるさと館施設使用料と、同ページ下段にあります20款1項1目基金繰入金、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金から歳出と同額を繰り入れることとしております。また、2ページ上段の22款3項5目商工費貸付金元利収入の中小企業振興資金貸付金元金収入であります。これは、貸し付けていた1,000万円の戻入れとなります。

続きまして、3目観光費でございます。明細書6ページ下段からは観光事務費となります。

1節報酬は、観光商工推進協議会委員報酬、観光振興特命主幹報酬で、7ページ、11節役務費の広告料は、新聞雑誌等へ各種イベント等を掲載する予算となります。12節委託料は、観光パンフレットを更新するため、プロポーザル方式により業者を選定しようとするものです。

明細書8ページ、観光施設維持管理運営費は、説明書68ページ上段に詳細を記載しております。10節、修繕料は、レストハウスゆのさわの小便器センサーに不具合が生じていることから、これらを修繕するものでございます。12節委託料は、各観光施設の指定管理料や委託料となります。13節使用料及び賃借料のプリセットカウンタ借上料は、第2次観光振興計画による適正な観光統計値をさらに把握するため、実際の入り込み客数との差異を計測したいことから予算計上するものでございます。14節工事請負費は、ポケットモンスターの下水道蓋の寄贈を受けることとなったことから、ダミー設置を行い誘客

を図ろうとするものでございます。

ここで、関連しております歳入については、明細書1ページ上段にあります15款1項5目商工費使用料、これは各施設の指定管理者等が行う自主事業などに係る施設使用料収入や入浴料でございます。

続いて、明細書8ページの観光費臨時事業は、イベント関連の事業費となっており、それぞれの開催実行委員会や団体への補助金となっております。詳細は、明細書68ページ下段から69ページに掲載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

ただし、コロナ禍においては、全てのイベントや誘客事業実施について慎重な判断をせずにはならず、各実行委員会や他市町村の動向など、判断をその都度行うこととなります。

また、温泉開発事業費補助金は、過去において温泉掘削をメインとした補助制度でございましたが、公共温泉の今後のあり方基本方針において町内公共温泉施設の整理が進んだことから、その趣旨である民間温泉のさらなる活用について、一定の条件により民間温泉施設の改修費にも活用できるよう、現在補助要綱の改正について検討を行っております。令和4年度に本内容による予算を計上したということでございます。

関連の歳入でございますが、明細書1ページの下段にあります20款2項1目他会計繰入金の温泉事業特別会計から同額を繰り入れることとしております。

なお、特別会計では、同事業に係る予算はさらに温泉開発整備基金から繰り入れることとしております。

明細書9ページの観光協会助成事業の詳細は、説明書70ページ上段にございます。協会事業では、第2次観光振興計画を推進するため、新たに旅行エージェント、商業施設やマスコミなどに本町の観光資源の売り込みやPRを行うための営業代行費を新たに盛り込んでおります。

続いて、自然環境保全事業は、70ページ下段

に記載しております。

観光資源環境整備事業は、説明書71ページ上段にありますとおり、町内の登山道、散策道、園地など、屋外観光施設の維持管理費となっております。川尻総合公園のあやめ園や貯砂ダム管理、廻戸釣り公園などの整備管理を実施いたします。

なお、本事業には歳入として、明細書1ページにあります16款3項3目商工費委託金、湯田ダム（川尻地区）除草作業等委託金として国土交通省から受託し、川尻湖畔公園、川尻総合公園付近の草刈り等を実施するものです。

明細書10ページにお戻りいただいて、中段にあります観光案内板整備事業の14節工事請負費は、株式会社エステック解散に伴い、同社から沢内バーデンに係る資産を受け入れたことにより、劣化の激しい同施設の案内看板を撤去しようとするものです。

また、観光振興計画推進事業の12節委託料、観光コンサルティング業務委託料は、令和4年度から進める第2次観光振興計画の進捗を図るため、情報収集、分析業務と需要調査、さらに観光人材の活用検討を進めることとし、新たに業務を委託しようとするものでございます。

明細書10ページ下段の12節委託料、「にしわがの宿に泊まろう」宿泊割引事業委託料は、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株流行に伴い、冬季大規模イベントが軒並み中止となったことから、これにより影響の大きかった宿泊産業を支援するため、県の割引事業が終了する予定の春からプレミアム付き宿泊券を販売しようとするもので、詳細は明細書72ページ上段にございます。

自然公園保護管理委託事業の詳細は、説明書72ページ下段にございます。関連する歳入は、明細書1ページ中段にあります17款3項3目、自然保護指導員設置委託金と自然公園保護管理員委託金で、県から委託を受け実施しております。

温泉事業は、明細書11ページ下段に27節繰出金、温泉事業特別会計繰出金が記載しておりますが、詳細は同会計にて改めて説明をさせていただきます。

なお、温泉事業の説明につきましては、説明書73ページ上段にもございますので、ご確認ください。

以上で観光商工課一般会計の歳入及び5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の歳出概要説明となります。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより一般会計、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費の質疑を一括して行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは、5点ほど質問をさせていただきますと思います。

まず初めに、予算説明書の65ページの下段の林構施設管理運営費の中で、工事費ということで各工事が書かれておりますが、その工事の詳細について伺いたいと思います。

次に、66ページ下段の商工振興費臨時事業ということで、この中で各負担金、補助金が計上されておりますが、新ビジネスチャレンジ事業費補助金ということで、275万ということで計上されておりますが、この新ビジネスチャレンジ事業についてはこれまで、昨年というか、令和2年、令和3年に行われたものと同様のものかということ、その確認と。

次は、68ページの観光施設管理運営事業費、上段というか運営費で、工事費としてポケットモンスターマンホール設置工事でダミー設置するというので課長からご説明がありました。この設置工事の詳細、何か所程度だとか、どこの場所のマンホールの蓋になるのかということ。

69ページの上段、観光費臨時事業について、昨年度は錦秋湖マラソンと湖水まつりが当初中止になったということで、今年その分増額になったということかというふうに思いますが、こ

れまでの補助金よりも少し上がっているような感じがするのですが、その点について。コロナ対策であるとか、そういったことで補助金が上がっているのか、その辺についての確認と。

次のページ、70ページの上段、観光協会助成事業で、昨年度よりも増減が150万ということで、この150万の理由について。5点について質問したいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、5点ほどご質問をいただきました。課長代理の出番もつくりたいので、1つの質問は課長代理のほうから答えさせます。

まず、焼地台公園の工事の内容でございますが、予算書の掲載の仕様の趣旨から、今後入札もありますので、事業ごとの金額的なところはちょっと控えさせていただきますが、全体の内容としてお話をさせていただければというふうに思います。

工事費の総額3,500万を超えている事業になりますけれども、その約半分ぐらいにはなりませんけれども、オロセのつり橋の塗装工事となります。これは、平成10年に完成してから、塗装工事等の大規模な改修というものが行われていないという状況なわけですが、建設関係者は特にご存じだとは思いますが、トンネルの落盤事故が全国的な問題として騒がれた時期がございました。そういった意味から、道路設備、橋梁、トンネル等の全体的な点検が行われた経緯がございます。そういった中で、このつり橋についても経年劣化によるさびや腐食が確認されておりますので、過去においても予算措置をしようということでもずっと動いてきたわけですが、今回何とか、この屋外観光施設の入り込み客が増えてきておりますので、そういった意味合いで、この機会に塗装工事をやりたいというふうに考えておるところでございます。

そして、先ほども若干説明の中で触れましたが、その他の工事につきましては現在や焼地台公園の管理棟に去年からカフェがオープンして

おりまして、炊事場の近くのキャンプサイト寄りのトイレにつきましては、水洗化、洋式化と、機能強化としてはウオシュレットを設置したところでございますけれども、この管理棟の横についてはまだ終わっておりませんでしたので、これについて行おうとするものと。さらに、遊具については、木製遊具でありますけれども、一部腐食、腐っている部分があって、ちょっと安全上問題だろうなというふうに考えておりました。修繕も含めて行いますし、新たな遊具に更新するといったものも行おうというふうに考えております。これが工事費の内訳ということになります。

続きまして、ポケットモンスターですが、これは株式会社ポケモンという企業から県内各市町村に、既に沿岸部の13市町村では設置をしておるのですが、全県的な流れの中で設置したい市町村があればということで、本町も手を挙げておるところです。

設置については、夏ぐらいを意識して、夏休み前に何とか設置したいなという思いでいるところでございます。設置場所は、現在検討しておりますのは、確定ではありませんけれども、駅前の歩道部分に設置できればなというふうに考えております。駐車場内だと、どうしても車の下になったり、もしくは安全対策上の支障がありますので、そういった部分で担当が既に道路管理者、県の道路管理者との協議を進めているという状況でございます。

続きまして、マラソンについてでございます。マラソンについては、マラソンの実行委員会がまず会計年度の始期と終期が4月、3月ではないということで、秋から、錦秋湖マラソン実行委員会の会計年度が11月1日から10月30日というふうになっております。これは、5月最終週に合わせて実施するため、その前段階の準備を行うという考え方から、冬前の時期から1年間という会計年度にして進めております。昨年の第41回大会も実行委員会の中で、このコロナ禍

において開催はしないと、中止するという方針が決まりましたので、その予算残額、繰越額で全て対応させていただきました。例年であれば、幾らかの繰越金がある中で行ってきたところではございますが、そういったものを全て今年度、大会は実施しておりませんが、それに合わせて準備をしてきた経費として使っておるところもございます。

さらに、今回コロナ禍において進めておる事業としてガイドラインを設けているわけですが、それに関しては新たにマスクですとか、フェースシールドなどの消耗品が大体40万ほどかな、増加するというようなことや、あと参加規模を1メートル1人、要はスタート前の密集が問題だということになっていまして、それを少なくするためにはどうしても参加人数を少なくしなければいけないと。基準として1メートル四方に人が入らないような形が取れば一番いいということで人数計算をしたところ、参加者の上限を1,200名にしたと、約半数ぐらいにしたということでございます。

そういったことから、参加料収入が減額、減少するということですので、その部分を補助金で補おうとするものです。逆に少なくなる分、若干経費としては落ちる部分もあるのですが、参加賞であるとか、お振る舞いのマイタケ御飯等々ですが、それについては幾ら減っても30万程度だろうというふうな見込みでございます。そういった2つの理由から、コロナ対策に係る経費、コロナに関連する経費と、あと開催の中止に伴って、会計年度が違うことから繰越金に対応したという部分で、令和4年度、次回大会の予算がちょっと例年よりは高くなっているという状況でございます。

それから、観光協会の予算が昨年に比べて150万ほど増えている、この内容についてはということでございます。これも先ほどちょっと説明をさせていただきましたけれども、第2次観光振興計画の位置づけの中で、4つの柱を設

けております。その1つが観光情報の収集、分析、発信の推進ということになっておりまして、これ効果的な情報発信の推進と町内の観光資源を用いたターゲットの検討をしながら、要は営業を行うというものでございます。

今まで観光協会では、観光のタリフ、観光タリフという観光資源の一覧みたいな資料になりますけれども、それも作ってはいたのですけれども、直接それを持って旅行エージェント、要は各旅行会社などに伺いながら、ツアー企画を組んでいただく。もしくは、町内だけでは難しい場合には、近隣市町村との兼ね合いの中にもこの西和賀を入れていただきたいというような営業戦略を行いたいというふうに考えておりますし、情報発信としては様々な商業施設が今ありますので、そういったところに行きながら営業をしたいということや、マスコミとも継続的なパイプづくりをしていきたいと。そういったことを、外に出て業務を行っていくという戦略を考えておりますが、現在の観光協会の職員体制ではなかなか難しいことから、専門性の知識、スキルのある方に外部委託を発注して行うという予定であります。詳細については、これからさらに詰めていく状況でございます。

それから、新ビジネスチャレンジにつきましては、課長代理から説明をさせていただきます。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私のほうから新ビジネスチャレンジにつきまして説明させていただきます。

こちらは、昨年度来と同様のものかというところでしたけれども、本年度事業の275万円につきましては、昨年度と同様ではございません。まず、新ビジネスチャレンジの事業につきまして、概要なのですが、地域の新産業の創造、産業技術の発展及び雇用の創出を促進し、町の産業活性化を図るため新たな産業技術、新商品、新事業創出活動、または特許、その他の知的財産権の取得活動に対しまして補助金を交

付するものとなっております。補助対象事業は、研究開発事業、販売促進事業、知的財産権等取得事業でございます。

昨年まで、これに感染症予防対策が加わっておりまして、令和2年、令和3年、今年度はその繰越しで感染症対策を行っておりますが、それにつきましては西和賀町新型コロナウイルス感染症予防対策事業費のほうに感染症対策は今年度はやっておりますので、来年度の事業といたしましては研究開発事業、販売促進事業、知的財産権等取得事業の3つの事業のものについて、新商品開発などの意欲ある中小企業者を支援するために計上させていただきました。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 分かりました。まず、焼地台公園の維持管理事業なのですが、各工事の金額についてはということですが、そういうことができないのであれば、例えば塗装工事が延長何メートルだとか、何平米であるとか、そういう詳細の数量等についてお聞きをしたつもりでした。遊具は、実際どういったものを更新するのかということでもあります。

また、その下の活動指標ですが、焼地台公園は、例えば今はお客さんが増えているというような話も課長からあったわけですから、その活動指標に実際、町全体の観光客入り込み数ではなくて、施設の入り込み数等にしたいほうがいいのではないかなというふうな気がしますが、これはやはり全体の観光客入り込み数39万5,000人を活動指標にしなければならない何か特別な理由があるのか、その点について。

あと、新ビジネスチャレンジですが、これはコロナ感染対策はつけない形でのビジネスチャレンジ事業だということの説明がありました。令和2年度、令和3年度に募集した、例えば販売であるとか、研究等の新技術、商品開発といった事業については、2年度、3年度、全部補助になったのか。申請があっても補助にならない

かった新技術だとか商品開発だとか、そういった事業があったのかということと、去年、おととして出されたその申請書の中から今年補助金が出されるのか、また新たにそういったことを募集するのか、その点について伺いたいと思います。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 ただいまの質問についてお答えいたします。

新ビジネスチャレンジの昨年度の研究開発等について、申請があったものに対して全部補助ができたかというご質問であると思いますが、こちらについては申請があったものに対して全部認定になったものではございません。認定審査会を開催いたしまして、認定の事業者を決定いたしております。それにつきましては、申請が今年度7件ありまして、4件の認定になっております。

以上です。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 多分質問の趣旨は、感染症対策の話だったのではないかなというふうに思いますけれども、過去のちょっと経緯をお話すると、令和2年度において補正予算を組みまして、申込みを取ったところはかなり多かったということは皆さんご存じのとおりだと思います。そういった中で、令和2年度の最後の3月議会において補正予算を組みまして、それを全て繰越しをさせていただいた上、令和3年の4月から漏れた方々に全てやっていただくという方針で動きました。県の補助金も使いながら、申請されなかった方もいますけれども、全ての方が基本的にやれたということでございます。

さらに、新ビジネスチャレンジにおいて感染症対策を進めるということになると、簡易的につくったものですから、緊急にやらなければいけないといったことで、非常に様式等もやりにくかったということで、今年度は、去年は新型コロナウイルス対応の予防補助要綱を新たに

つくってやったということでございます。それについてもほぼほぼ申請も出そろったといいたしょうか、ほぼなくなってきて、今はもう全然ないような状況になっておりますので。ですから、予防対策としては、かなり進んだものだというふうに考えておるところでございます。

それから、最初の質問でございます焼地台公園の工事の中身ということでございます。つり橋については、足場、いずれ積算の状況でございますけれども、詳細もこれもなかなかお話ししづらいのですけれども、仮設足場としては336メートルですとか、塗装の総面積というのは1,014.25平米であるとか、そういった細かい計算はさせていただいております。これも下地も行いますし、中塗り、上塗りも最終的に行おうとするものであって、そういったことで当然設計をさせていただいているという状況でございます。

あと、遊具につきましては、現在使っている中でも、使い方が何だか子供たちも分かりづらいといったような遊具もあるようで、さらに木製なので、足場が腐ってきていたりということで、今回設置しようとする遊具は複合型の遊具で、滑り台や上に登っていくような綱がついているような結構大きめの遊具を設置したいというふうに考えております。

あと、活動指標についてでございます。活動指標については、これは基本的な考え方として、総合計画の活動目標に基づいて設定をしようとするものにしておりまして、ただ今年度観光振興計画ができましたので、目標値が変わったということで観光振興計画の目標値に改めをさせていただいたということでございます。それぞれの目標値の設定は、していないということでございます。

委員長 淀川豊君。

10番 活動指標は、総合計画の分に合わせたと、それは理解できますが、それぞれというか、特に何人入っているとか、そういうのはもう多

分カウントされているような施設だと思うのです。活動指標が入り込み客39万5,000人と、焼地台公園維持管理事業の活動指標として個人的にはいかなものかなというふうに思います。

オロセ倉のつり橋の塗装工事なのですが、この塗料については、やはり少し高寿命だとか、耐久性のあるものということの選定になっているのか、普通、中級程度のものということになっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 あくまで活動指標につきましては、全庁全課同じスタイルでやっていくシステムを求められておりますので、焼地台公園の入り込み客がどのような変遷を経ているかというのは我々当然存じておまして、それぞれの施設ごとの目標値を定めることもいささかやぶさかではないのですけれども。とはいえ、町の全体的な予算の中でのルールに従ったということでもございますので、それにつきましてはご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、橋の塗装材料に伴う、どの程度もつのかという基準的なお話、かなり細かいお話だとは思いますが、それにつきましては、現在名称まで言うことがなかなかちょっと難しいので、この場では控えさせていただきますが、平成10年完成から現在二十数年たつまでもっているというか、我慢しているところもありますけれども、そういった部分がしっかりまた同じような形でもてるような当然塗料は設定したいというふうに考えております。

委員長 深澤重勝君。

7番 何点かありますが、一度に聞いて一度に答弁もらっても理解できないので、一問一答方式で1つずつ聞いていきますので、よろしくお願ひします。

先ほど同僚委員もありましたが、この焼地台のいろんな工事の中で、トイレ工事116万3,000円、トイレ水洗化あるわけですが、これ

は令和2年に1度トイレ工事やってきた経緯があるはずですが、聞いたら何かトイレは2つあるというようなことを、ちょっとそのことが分からなかったのですが、その辺りについて少し詳しくお願ひしたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

今ちょっと百何万というお話出ましたけれども、予算書には一切工事費のそれぞれの単価は出ておりませんので、総額として3,566万6,000円の中でということで、令和2年度のトイレのお話は、キャンプサイト側にあるトイレが利用頻度が非常に高かったということです。コロナ禍において、屋外観光施設の人气が非常に高まりまして、キャンプサイトの利用者が増えたことから、まずは炊事場とセットになっているトイレの改修を行ったところでございます。

管理棟のトイレは、実はそこまで利用がなかったのです。ただ、いずれはやらなければいけないという思いではありましたけれども、たまたま去年カフェがオープンしましたので、そういったことから利用者が増えている状況を鑑みて、新たに管理棟の隣にあるトイレの機能強化を図ろうということで、令和4年度の予算に計上させていただいたということでございます。

委員長 深澤重勝君。

7番 この件調べてみたら、令和2年に今言ったものがあって、そして当初予算になくて、ちょっと見つけられなかった、分からなかったのですが、決算書にあったのですよね、この金額が。その時点で、118万幾らの不用額が出ていたので、118万5,000円の不用額が出ていたので、これはどのような扱いになったのかなと思って確認したところなのですが、今言った最初の、途中で利用者が増えてきてやるということの経緯になったものなのか。過ぎたことであれなのですけれども、ちょっとその辺り確認したいと思いますが。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 過去の決算の話ですので、資料等は準備しておりませんが、ちょっと私の記憶では、たしか予算については補正予算、特にコロナ対策の中で各観光施設のトイレの非接触化、蛇口ですとか、レバーとかを触らないような形でやりたいということと、さらに機能強化を図ろうということで、トイレを補正予算の中で対応しようとした記憶があります。

また、そのときに補正予算として予算措置はしましたけれども、たしか物品、物が入ってこなくて、かなり時期が遅くなったの工事になったはずです。雪も降れば、あそこちょっと車が入っていけないような状況でしたので、たしか春先に何とか完成をさせたという記憶があります。

そういったことから、3月に通常であれば事業執行が終わっていますので、残金については不用額として減額補正をかけますが、たしかそれができなかったという記憶がございます。そういったことから、致し方なく決算額として不用額が出たという記憶ですけれども、ありました。

委員長 深澤重勝君。

7番 分かりました。私は、これについては過ぎたこと云々というよりは、同じ場所のトイレ工事するのだったら、どうせ同じ、一緒にやったほうが、やるほうも発注するほうもいろんな面でよかろうなというふうに思ったのです。同じ場所にあるのに、補正予算で1つをやって不用額を出して、また2年後に発注するというような工事の仕方というのは、いろんな面の効率性からいってどうなのかなという思いで聞きましたのですが、それはそれで終わります。

その次は、先ほどこれまた同僚委員の中にありましたが、今さら、今どきというような感じもしないわけなのですから、観光協会と商工会の補助金の関係であります。それで、一応観光協会のうちの事業成果については、これ終わった後に観光客の人数差があるようにありま

すが、この予算説明書の66ページにある商工関係に関する事業者数、343事業所というふうにあるわけですが、このことと併せて、いわゆる観光に関する事業所というのは何事業所で、これ町内の事業者従業員数というのが2,240人というのは、これは商工業者ということの解釈でいいですか。それと同じような感じでやるとすれば、観光に関わる事業者数と従業員数、それぞれちょっと教えてほしいのです。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 深澤委員のご意見のとおりだと思います。まず、焼地台公園のトイレにつきましては、当然同時に発注すべきだったのだろうというふうにちょっと反省するところもございません。確かにそうだなというふうに改めて思ったところがございます。

それから、観光協会と商工会のお話でございますが、まず66ページ下段の商工振興費臨時事業の中の活動指標、町内事業所数というのは、これ総合計画の目標値でございます、KPIです。これは、たしかこの総合計画の目標値も、その当時の数値から落とさないというような目標数値をたしか設定したという記憶があります。ただ、実際に商工会に加盟しているのは200社程度だったというふうに記憶しております。

観光産業の事業所数ですか、観光に絡む事業所というのは、全ての事業所だというふうに思っております。例えば旅館業であっても旅館業が利用する小売店等も、全ては観光からお金というものは回っていきますので、非常に裾野の広い産業でございます、そういった意味からすると、観光産業というのは全て絡むものでございます。ただ、観光協会の会員数とすれば、71組織ということになります。

委員長 深澤重勝君。

7番 それで、今いわゆる観光に寄与するというのは、全町的に、端的に言うと全町民も対象になるというような、広く言えばそういう感覚なのですが、そのことに強く思うのですけれど

も、確かにそのとおりになると思うので、そういう意味からすると、やはりこの町で進める観光事業というのは、大方の町民の理解を得る、なるほどなどという部分というのは極めて大事な要素であろうというふうに思うのです。

そういうことからすると、具体的に数字的に見れば、この人数的に観光協会の補助金と商工会の補助金、今言う人数が限られているものですから比較にならないということは、ここでは何とも言いようがありませんけれども、繰り返しになりますが、観光事業というのは全町民、大方の、過半数以上のやっぱり理解なり賛同なり、そういうものがなければならぬということを今課長さん言っている。全町民が対象になるというのは、幅広いものですから。

そういうことからすると、一般的に進めているこの観光事業、あるいは様々イベントにしる、そういうものがどれほどこの町民に幅広く理解を得て、支持を得ているのかなということを常日頃、かなり大きく疑問に感じる部分があるわけですが、その辺りについてはあくまでも所管の部分あると思うのですけれども、担当課長としてどの程度の認識を持っておりますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 私の主観といいますか、私見になりますけれども、私はほぼ多くの町民は観光振興について理解をしていただいているものだというふうに考えております。観光は、当然裾野の広い事業でございますし、観光はそもそも、町内の観光資源というものは歴史や文化、芸術、全てに絡みますので、そういったものを磨き上げることというのは、町民それぞれがこの地に住んでいる、観光地にあるないにかかわらず、そういった資源を改めて見直すということは、ここに住んでいるプライドにつながるものだろうというふうに考えております。

そういった意味から、観光振興を外部に発信していくなんていうような事業を、町のよきも

のを外部にしっかりPRしていくことでもありますし、この地に住んでいくための考え方の一つになろうという事業だというふうに考えておりますので、当然多くの町民の皆様はご理解いただいているものだというふうに私は感じて、業務を毎日進めております。

委員長 深澤重勝君。

7番 それについては、分かったわけではないのだけれども、認識の違いが、私はそれぞれに考える部分ある、感じる部分、違う部分あるかもしれませんが、かなり大きな乖離があるなということを常日頃感じておりますので、それであえてそのことを申し上げておきたいというふうに思います。

具体的に言うと、今回のコロナ対策の予算を見ても、農林関係は1項目、あとは全て商工観光、端的に言うと、そういう例を取っても見てとれるというような感じもするものですから、それを町民に結構機会あるごとに言われたりするものですから、あえてそのことを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、68ページの上段にありますこの沢内バーデンに関して、沢内バーデンの業務委託料2,800万。昨年度は2,700万幾らだったのですが、沢内バーデンの利用収入が660万ということになったのですけれども、これは今解散したわけですが、エステックでやっている頃は指定管理料で大体440万ぐらいで事業をやってきたわけですが、今回はいわゆる日帰り温泉だけでこの2,800万も委託料かかるというのは、どういうふうに解釈すればいいと言えば変なのですけれども。この予算措置する段階で、今までエステックでやってきたバーデンの経営の在り方と、その中身をどの程度検討して、このような数字がはじき出されたのか、ちょっと理解に苦しむ部分あるのですが、その辺あたりはどうですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 沢内バーデンの予算につきまして

は、昨年の4月から、エステックの解散の方針に伴いまして、町の第三セクターに去年の4月から委託をしているという状況でございます。

まず、委員おっしゃるとおり、過去においてエステックの指定管理料は400万円と消費税合わせて440万円だったということでございます。これは、実際には建物の延べ床面積が非常に大きいということや、全てが、日帰り温泉事業しか行ってはおりませんが、それでもやはりどうしても経費がかかる部分があって、それがこの金額であるということでございます。これは、エステックが経営していたときも当然ながらかかってきた経費ではありますが、エステックの経営は指定管理者制度の中でも利用料収入を取っておいりましたので、その中で彼らが利用すべき自主事業部分については、彼らが自主事業部分としての経費算出と、町が持つべき算出を分けながら計算をしてきたところがございます。

そういった意味で、現在委託料としての支出になっておりますので、収入につきましては町が全て収入をいただく形であり、支出部分については町が全て支出をするという形状になっておりますので、実際にはこれぐらいの状況が沢内バーデンを今後維持していくためには必要な経費であるというのをご理解いただきたい。

委員長 深澤重勝君。

7番 分かったような分からないような感じですが、これは今年度決算の段階で、令和2年の途中からであります。2,700万の委託料の中身、我々も明確に分かることになるわけですが、先ほど申し上げたように、繰り返しになりますけれども、今までやってきた事業からすれば、本当に日帰り温泉部分だけで、当然予算措置するのは去年の年度途中であっても2,700万のそれらを分析した上での必要額だということふうに出したとは思いますが、ちょっと理解に苦しむという部分で詳しく聞いたわけがあります。

ですから、あとは今後の沢内バーデンの目的の在りようも、あるいは具体的な例、あるいはおおよその検討がなされたかということも併せてお伺いしたいのですが。

委員長 内記町長。

町長 答えいたします。

最後の結論のほうのご説明ですけれども、検討につきましては施政方針で示しましたように、今後志賀来全体の中で、バーデンの在り方を検討していくという考えでございます。

戻りまして、会計の関係で、私も2,800万という、2,700万なり、今年度2,800万という額来て、以前のエステックに出している委託費の関係400万、この関係どういうものかなということいろいろ悩みがあります。このままいくと、もう当然単純にその額を出していけるものではないので、こういうやり方でいけば、もたないだろうなという危機感を持っております。

ただ一方で、どうして今まで、ではもってきたのかなというところを考えなければならない。考えなければならないのは、次につなげるために、そこを考えなければならないというふうに思っております。多分というか、会計的に結局その部分がエステックにという、株式会社というような形をつくってしわ寄せが来てしまったのではないかなと。減価償却なり、次につながるものを留保していくとか、そういう部分が全くなく、単年度会計で何とかこうやりくりしてきたものが結局今日につながってきていると思いますので、そういう在り方の反省を踏まえて、今後のバーデンの活用、志賀来地区での位置づけというものをしていかなければならないと思います。

そのときに、いろいろ今までのバーデンの劣化調査とか何かでやっていくとなれば、多額の投資が必要だとか出てきておりますので、そこをまさに反省というか総括をして、次につながる運営の在り方というものをやっていかなければならないというふうに考えております。とい

うことで、現在の状況というのは、本当につながるための状況で、いち早くこのような状況を変えていかなければならないというような、私としては認識しております。

委員長 高橋輝彦君。

6番 私も先ほどの関連……

委員長 マイクを上げてください。

6番 すみません。関連している部分、2件ございました。

1つは、説明書の65ページでございます。下段、焼地台の新設遊具設置工事でございますけれども、これは左草のほうでもこういうような遊具の設置があったわけですがけれども、今は全く使われない状況となってしまいました。新設して遊具を造るのは大変いいことなのですが、やはり維持、修繕計画というものがないと、とてももったいないことになってしまうのだろうというふうに思っております。そういう計画を持っておられるのかという点と、それから次の66ページの下段です。商工振興費臨時事業で、一番下のプレミアム商品券発行事業補助金です。これに関して、詳細ですね、プレミアム率、それから利用期間とお聞きしたいと思います。

委員長 皆様にお伝えいたします。午後4時までに予定の審査が終わらない場合は、時間を延長し、終了するまで審査を続けます。

観光商工課長。

観光商工課長 遊具のお話であります。焼地台公園全体に対しての修繕計画というのはちょっとないのでございますけれども、考えておりますのは、どうしても木製部分もある遊具ですので、毎年安全点検というのは実は行われておまして、その中で必要に応じて、毎年修繕部分については修繕を行っていきたいというふうには考えております。

ただ、どうしても大規模改修等々あるかと思っておりますので、そういった部分については焼地台公園に限らず、それぞれの施設ごとに劣化調

査なども行っていた経緯もありますので、考えていきたいなというふうに考えておるところでございます。

それから、プレミアム商品券につきましては課長代理のほうから。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 それでは、私のほうから、プレミアム商品券事業につきまして詳細をとということでしたので、述べたいと思います。いまだ新型コロナウイルス感染症に伴います終息のめどは立っておりません。地域経済への大きな打撃を与えており、即効性がある対応が引き続き必要だということで、西和賀商工会から要望が出されたものです。予算につきましては、本年度と同様、商品券のプレミアム分30%ということで、1セット1万3,000円を1万円で販売するということが、要望が出ております。

利用期間につきましては、即効性ということで、令和4年7月1日から利用ができるような形で、今準備を進めていただくような形になっております。

発行セット数につきましては、8,000セットとなっております。こちらにつきまして、上限が一人様3万円分ということで要望が来ております。

取扱事業所につきましては、商品券を申請書により登録した事業所で使えるということになっておりますので、そういうことにしたいと思っておりますので、今年度事業と同じような形で7月から進めていくような形にさせていただきたいという要望でございます。

以上です。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ちょっと補足させてください。プレミアム商品券につきましては、町が商工会に補助する事業でございますので、あくまで商工会の事業計画を今お話をさせていただいたところであって、最終的には商工会のほうの理事会等々で、最終的な決定の中で進みますので、あ

くまで計画の中での予算取りとして、このような数字を出ささせていただいたということであり、です。ですので、全て予定というお話でご理解をいただきたい。商工会の事業に対して町が補助をするという格好ですので、それはご理解いただきたいと思えます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 まず、焼地台公園の遊具につきましては、都度都度劣化調査をしていくのだというふうなことでございますけれども、これは確実に劣化はしていくものであると思えます。しかも、もう雪降るごとに劣化がどんどん、どんどんこれは加速する、外にある遊具ですので、こういうものに関してはある程度計画というか、そういうものというのは必要なのではないのかなというふうな思いでございます。でないと、やはり子供たちが使うものですし、安全性を考えても、そういうのはあったほうが、計画があったほうがいいのではないかなというふうな考えですが、その辺どのようにお考えか。

それから、プレミアム商品券については、商工会からの要望の下ということですが、取扱期間7月1日ということですが、これもやはり商工会の要望ということなのでしょう。冒頭に、まだまだ町内の復興というのはなっていないというふうなお話ありました。私も本当にそのとおり、まだまだ十分足りていない、第6波においても非常に苦労しておられるところがあるのだなというふうに理解しております。7月1日より、やはり早急に対応できないのかなというふうに思っておりますが、その辺協議の結果、早めることとできないものかと思うのですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 焼地台公園につきましては、劣化調査ではなくて、毎年安全点検を行っているということございまして、その中で必要に応じて措置をしているということでございます。焼

地台公園全体の修繕計画等々というのは、立てることも可能ですけれども、それに改めて委託料を支払いながら、専門家の知識をいただいて計画を立てるのがいいのか。それとも、安全的に確認しておかなければならない施設というのはどれほどあるのかという量の問題にもよりますので、そこら辺は完全に安全に寄与させながら、我々のしっかりした目線で見させていただきながらやっていきたいというふうな感じでおるところでございます。

特に意識していますのは、木製遊具というのは安全対策が重要でございますし、あとジャンボスライダーといったものもでございます。そういった部分につきましても、今後どうするかというのは今課内でかなり検討しております。そういった中で、計画的に進めるべきであろうという内部での声も当然あれば、それは検討していきたいというふうに思えます。

それから、プレミアム商品券事業につきましては、私も実際商工会と打ち合せておりまして、何とか早くやっていただきたいという中で7月1日という回答を実は得ております。かなり商工会についても、少ない人数の中で経営発達支援計画の初年度事業として様々なこともあるのだろうという思いもあります。

一方で、12月まで逆にやるというイメージを持ったのは、観光産業、特に宿泊業ですとか飲食関係については、忘年会シーズンが12月にかかることや、一部燃料費などの事業者にも恩恵があるのだろうという思いもありまして、7月から12月というご意見はある程度適正なかなという思いもあります。

一方で、にしわがの宿に泊まろう系の事業については、現在4月1日を開始として進めておるところでございます。これは町民も購入できる事業でございますので、そこら辺はあまりかぶらないほうがある程度いいのかなという思いも少しは考えておるところもございました。商工会との協議になりますので、引き続きどの

ようなタイミングが適正なのかというのは、ちょっと協議をさせていただきたいというふうに思います。

委員長 高橋輝彦君。

6番 6か月しかまず有効期間がないものというふうなことの解釈なのですけれども、私だけかもしれないのですけれども、7月1日にまず商品券購入して、12月末まで私もったことなのです。多分大概の方々、その前に使ってしまったのではないのかなというような感覚があります。そういう意味でも、できるだけ早く対応して、できるだけ早く町内に回るような仕組みのほうが私は有効的なのではないのかなというふうな思いがございますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 購入後、早く使っていただいているというお話でございます。ありがたいお話で、それがまさしく経済対策に資しているというふうなことでございまして、12月には12月に改めてまた使っていただくということでいいのかなとは思いますが、いずれ商工会との協議が必ず必要になりますので、各委員のご意見ということで、できるだけ早いタイミングでやりたい、やっていただきたいという思いも町民の中でもあるということはしっかり伝えていきたいというふうに考えます。

委員長 早川久衛君。

9番 予算説明書の68ページの温泉開発事業費補助金1,000万計上しておりますけれども、この内容、詳しい内容をお願いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 先ほどの冒頭の説明の中でも若干触れさせていただきました。これについては、ちょっと改めてご説明を申し上げます。

平成30年度から進めてきました西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針、これに基づきまして令和3年度、今年度において施設ごとの方針がほぼおおむね決定された状況でござい

ます。この基本方針の考え方といいますのは、民間の活力を活用した形で、最終的に公売の中で購入していただいた方がその温泉施設を継続的に経営していただきたいという思いの中で進めてきました。

ただ、残念ながら不調に終わりましたので、そういった中で最終的な方針を、それぞれ10施設が最終的には5施設の中で継続していくという方向が今出たところです。その基本的な考え方というものを鑑みまして、今後は民間温泉施設、民間温泉会社等々が進める支援を町として進めていながら、温泉文化をしっかりと残していきたいという思いの中で、現在までもありますが、この温泉開発事業費補助金は、基本的には掘削がメインの補助金でございました。一部認めるところとして、維持経費も使われるような形をしておりましたが、今後はしっかり維持経費も、一定条件の中ですけれども、全てがというわけにはいきませんが、井戸と、例えば当然水中ケーブルや水中ポンプ等と、さらにはある程度配湯管なども、貯湯槽なども考えながら、対応できるような形でしっかりフォローアップできるようにしたいというふうに考えております。また、そのように補助要綱の見直しを現在進めておる最中です。

ただ、各組合もしくは法人ごと、設置形態がいろいろ様々ありまして、どういったところで線を引くかが今ちょっと悩みどころで、引っかかっているところでございます。現在それについて協議を内部で進めておりますので、何とか令和4年度には維持経費にも使えるような形で出せればというふうに考えております。

過去のこれ課題として、例えば温泉井戸がちょっとポンプが壊れましたと、そういった場合に、過去の要綱であれば、申請が来てから30日がたたないと工事着工できなかったという問題もあります。そういったことのないように、見直しを図っているところでもありますし、さらに言うと、当初予算として計上していない状況

でしたので、専決処分に対応してきたところはございます。逆にしっかり当初予算に予算計上させていただきながら、民間の各旅館、旅館組合等々、もしくは温泉株式会社等々が実施するものに支援をしていければというふうに考えておるところです。

詳細につきましては、さらにこれから詰めまして、しっかり組織体には連絡を差し上げたいなというふうに考えております。

委員長 早川久衛君。

9番 分かりました。

それで、ちょっと私が気にかかるのは、今朝、総務課の消防のこともありましたけれども、今回は議会の予算審査という命題なわけだから、内容はこれから検討するのかなんとかというのは、やっぱり私はこの委員会にはなじまないと思いますので、その辺はこれからの課題になるのかなと思いますけれども、非常に内容が分からなくて我々お聞きしなければならぬし、そういうのが二、三件、今日出たのですけれども、今観光課さんもそういう感じですから、どうもその辺は、これから内容を詰めるということ自体が俺は予算審査にはなじまないということだけ一言言って終わります。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ご指摘のとおりだというふうに思います。現在補助要綱の改正、一部改正を進めようということでは進めておりますが、通常の工事ですとか、具体的な想定ということで予算が置けるタイプのものでは実はなくて、これからどういった形で修繕等々が出るかという、予防保全的に予算を置いた予算でございますので、これからかかるものとしてそもそも置いたものではないということをご理解いただきたいと思っております。

ほぼほぼ想定はできていることはいるのですが、ただまだ外部にちょっと発表できるような状況ではないということもご理解いただきたいなというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で観光商工課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第39号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、改めまして、令和4年度観光商工課所管の温泉事業特別会計歳入歳出予算につきまして、概要等を令和4年度西和賀町予算書にてご説明申し上げます。

まずは、歳出について説明いたします。7ページをお開きください。10節需用費の消耗品費は、源泉スケール防止剤などの購入経費となります。光熱水費は、各源泉施設の電気料です。修繕料は、緊急対応用の修繕費用でございます。

11節役務費は、ほっとゆだに設置している公衆無線LANサービスの通信運搬費や建物共済保険料です。

12節委託料は、各公共温泉施設の指定管理料や委託料、設備保守管理委託料です。また、令和4年度は、錦秋湖サービスエリアとオアシス館を接続している連絡通路の町保有分である防風ドーム、上部部分になりますけれども、この劣化が激しく、安全性に支障があるというふうな状況になっておりますので、これを早期に撤去するため、撤去工事に係る実施設計を行い、令和4年度中に解体工事を実施したいことから、実施設計後に改めて予算措置を行いたいというふうに考えております。

また、公共温泉施設の今後のあり方基本方針により撤去を進めるため、穴ゆっこ解体工事に係る実施設計を行うこととしております。

13節使用料及び賃借料の土地借上料は、ほつとゆだ駅舎敷地料と下水道埋設管占用料です。工事請負費は、ほつとゆだの浴槽等の劣化が進んでいることから、これを改修しようとするもので、また丑の湯につきましては、今後2階部分を自主事業等で使用可能とするため、自動火災報知設備を設置するものでございます。

15節原材料費は、砂ゆっこの珪砂購入経費です。

続いて、歳入につきまして、6ページを御覧ください。1款1項1目温泉使用料は、西和賀町温泉条例による温泉使用料や各公共温泉施設の入浴料を見込んでおります。

2款1項1目利子及び配当金は、温泉開発整備基金に係る利子を歳出で計上し、温泉開発整備基金積立金として同額を繰り入れるものです。

3款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。

3款2項1目基金繰入金は、温泉開発整備基金からの繰入金でございます。

5款2項1目雑入のほつとゆだ共有施設JR負担金は、JRとの合築施設であるほつとゆだの町が一括管理している部分について、JRの負担分となります。その他、自動販売機等電気使用料でございます。

以上が観光商工課温泉事業特別会計歳入歳出の概要説明となります。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより議案第39号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算について質疑を行います。

なお、質疑については、西和賀町予算書の温泉事業特別会計予算書を御覧になって質疑をお願いいたします。

淀川豊君。

10番 ただいま課長からご説明がありました7ページの委託料についてお伺いしますが、今回劣化が激しい錦秋湖サービスエリアの防風ドームの上部を撤去したいということのようですが、これは連絡通路については、ドームと

どうか、屋根を取って解体をして、連絡通路についてはこれまでどおりに使うということなのか。連絡通路ももう廃止したいということなのか。また、西和賀町持分の防風ドームは、あそこ全部西和賀町ではないくりだということだと思うのですが、例えば半分ぐらいになるのか、3分の1になるのか、そこら辺は全部になるのか、その辺の構想についてお伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 この連絡通路には、NEXCOとかなり協議を行ってきておりまして、実際ポリカ板で屋根ができていますけれども、かなり劣化が激しくて、一部落っこちているような状況でございます。

NEXCOとの協議の中で、まず所有をはっきりさせたわけですが、当時の建設の記録から、手すり部分までの、下の部分から手すり部分までは、橋の本体はNEXCOの持分、雪の対策として屋根をかけたというのが町の所有分ということになります。その所有部分がかなり安全性に支障があるということで、まずそれを撤去しようということで、設計委託費を置かせていただいたということでありまして。先ほどもちょっとご質問ありましたので、合わせまして総延長120メートルということで考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

以上で議案第39号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計予算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで本日の日程を終了いたします。

明日11日は9時半より健康福祉課から順に、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振興課、

さわうち病院の審査を行いますので、よろしく
お願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞
さまでした。

午後 4時17分 散 会